

議事日程(第6号)

令和5年3月13日 午前9時02分開議

- 日程第1 一般質問
1. 庭田 英明 議員
 2. 村上 定陽 議員
 3. 松蔭 茂 議員
 4. 河村由美子 議員
 5. 中田 元 議員
 6. 桜下 善博 議員

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問
1. 庭田 英明 議員
 2. 村上 定陽 議員
 3. 松蔭 茂 議員
 4. 河村由美子 議員
 5. 中田 元 議員
 6. 桜下 善博 議員

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 桜下 善博君 | 2番 村上 定陽君 |
| 3番 三浦 浩明君 | 4番 桑原 三平君 |
| 5番 河村由美子君 | 6番 松蔭 茂君 |
| 7番 河村 隆行君 | 8番 大庭 澄人君 |
| 9番 藤升 正夫君 | 10番 中田 元君 |
| 11番 庭田 英明君 | 12番 安永 友行君 |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	岩本 一巳君	副町長	……………	赤松 寿志君
教育長	……………	中田 敦君	教育次長	……………	大庭 克彦君
総務課長	……………	野村 幸二君	企画課長	……………	深川 仁志君
税務住民課長	……………	榎木 昭典君	保健福祉課長	……………	中林知代枝君
産業課長	……………	堀田 雅和君	建設水道課長	……………	早川 貢一君
柿木地域振興室長	……………	山根 徳政君			

午前9時02分開議

○議長（安永 友行君） それでは、ただいまの出席人数は12人です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、ただいまお手元に配付したとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（安永 友行君） 日程第1、一般質問を行います。

質問は通告順に行います。1番目の通告者、11番、庭田議員の発言を許します。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） おはようございます。3点通告してありますので、順次質問をしていきます。

まず最初に、農業政策についてであります。

農業政策と言いますが、主に、これはアンテナショップのことについてと定住対策について、お聞きをしたいと思っております。

今、国も県も、ややもすると、この産地化、規模の拡大の生産体制を目指しているわけでありますが、果たしてそれがこの中山間地にとってマッチした政策なのかということ、私は少し疑問に思っております。多くの人に関わって小さな農業、そして農家を守ることがこの地域を支えていく源になるんだと、私は考えております。ということで、小農を育成することが地域を維持することにつながる。すなわち、人口の維持を図る農業政策、半農半Xなり、いろいろな政策を持ちながら、人口減少は続くわけですけど、少しでもその減少率を下げっていく、そういうこと

をしっかり取り組まなければならないと思っております。そのために少量で多品目、競争しない農業、これを育成する必要があると思えますし、そのために道の駅やアンテナショップなど、重要な施設であります。農業政策の一環として、施策として、ぜひここに力を持って、町が責任を持って運営すべき施設であると私は思っております。その点で、町長にアンテナショップについて、再度、どのようなお考えをお持ちなのか、お聞きしておきたいと思えます。

それと、どちらにしろ今の状態で高齢化・少子化は完全に止めるわけにはいかないわけでありますので、この農地を守り、農村を守るために担い手を育てるということは必要なことでもあります。そのためにもIターン、Uターンの受け入れ、ここにしっかり力を入れなければならないと思っておりますけど、それにはまず住むところの整備、これをもう少し真剣に考えて財源を投資すべきだと思っております。すなわち空き家の活用対策に力を入れるべきであろうかと思っておりますので、その2点をまずお聞きしたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 改めまして、おはようございます。どうかよろしく願いいたします。

それでは庭田議員の御1点目でございますが、農業政策についてお答えをしたいと思います。

まずは道の駅やアンテナショップなどは重要な施設で、行政が責任を持って運営支援すべきであるということについてでございます。

令和2年の農林業センサスによりますと、当町の農業経営体数459経営体でございますが、そのうち約7割に相当する312経営体において販売金額が100万円未満となっております。いわゆる小規模経営体が多くを占めているというのが現状だということをごま申し上げたいと思えます。

この小規模経営体の多くが、町内にある2か所の道の駅と廿日市にあります吉賀町のいわゆるアンテナショップに農産物を出荷しているということで考えているところでございます。この道の駅やアンテナショップは、地産地消の推進、それから情報発信、新たな消費者の確保を行って販売につなげる確実な出荷体制の整備に寄与しております。これによりまして、農家が安心して生産活動を行うことができ、新規就農者における販売先の確保や生きがい対策、町内の農地維持等にも寄与していると思っております。

また、アンテナショップにおきましては、吉賀町の情報発信基地として都市との交流を図り、恵まれた自然環境の中にある吉賀町の魅力を理解してもらうことによって、定住促進にも寄与していると考えております。

行政が責任を持って運営支援すべきであるという御質問ですが、個々の運営につきましてはそれぞれにお願いしたいというふうに思えますが、その支援につきましては、これまでも地域おこし協力隊を活用した人的支援や新規商品開発費等の助成支援、また県の事業を活用した場合のサ

ポート支援やイベントでの物販支援等、様々な支援を行っているのが現状であります。

今後においても、農業施策を実施する上で重要な施設と捉え、様々な形で運営支援をしていきたいと考えております。また、UIターン者の受け入れについても、以前も答弁させていただきましたが、ここ10年間で移住者の約2割に当たる44名の方が農業従事者というふうになっております。農業の高齢化や担い手が不足する中、どうしてもUIターンの就農希望者に頼らざるを得ない状況になっているため、町独自の取り組みといたしまして、令和3年度より産業体験制度への上乗せ助成や1年間の研修制度を新たに創設して取り組みを行っております。

今後においても、就農初期の経営安定のために、農地情報の提供や技術指導等を行いながら、目的を持った受け入れをしていきたいというふうに考えております。

最後に、住宅環境についてでございます。この件につきましては、研修中は5件のお試し住宅を用意しております。具体を申し上げますと、5件のうち蔵木が2件、柿木が3件、こうしたものでございますが、こうした住宅を用意しておりまして、吉賀町に定住希望がある場合には空き家バンク制度を活用したマッチングをして、物件を紹介しております。そのほか、空き家があれば、担当職員が所有者に対して空き家バンク制度の登録案内をしたり、有効活用ができるよう取り組みを行っているところでございます。この空き家バンク制度を利用すれば、家財処分経費や改修経費の助成支援ができ、住みやすい住環境整備の取り組みに努めているところでございます。様々な形で、そうした皆様の御支援を引き続き行ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） 道の駅なりアンテナショップの御答弁がありましたけど、アンテナショップに関しては、そもそもこのアンテナショップは、今、企業組合が運営をされているわけですが、町の農業政策なり、あるいは情報発信なり、いろいろな面で町が設置したものであります。それを今、企業組合が運営をしているわけですが、野菜の売上の6%で運営費を賄えというのは、少し筋が違ふと私は思っております。この販売額の6%という支援策は、私は否定するものではありませんし、農業者、あるいは団体にとっては大変販売額を伸ばせば伸ばすほどその金額も上がってくるわけですので、それはそれで否定するものではありませんし、大変農業者に優しい制度だと思っております。

しかし、そもそも、先ほど言いましたように、アンテナショップは町が運営するものでありまして、その6%で運営しろというのは、それはちょっと筋が違ふわけでありまして。ここはぜひ議会の皆さんの御理解もいただかなければなりませんけど、農家の育成とか情報発信、あるいは交流人口、関係人口の増加とか、観光とか、いろいろな面を考慮して、ぜひ町が責任を持って運営するという、今、企業組合に委託しているわけですので、それはそれでいいかと思っておりますけど、しかし、企業組合の皆さんが、行政がする仕事のために備品の購入なりなんなり、個人が出資を

してそこに充てるというのは本末転倒でありまして、それは行政が責任から逃げている、そういうことにつながると私は思います。

ですので、ぜひここは町が運営の経費は責任を持って企業組合に支援と言いますか、お願いをするという姿勢を示すべきだと思います。こういう例が過去にエポックでありましたよね。行政がする責任を取らなければならないことに対して住民が負担を負う、そんな行政では住民は誰もついてきませんよ。そののところはもう1回、御返答いただきたいと思います。

それと、お試し住宅、いろいろ空き家バンク制度もありましたけど、もう少し踏み込んだ空き家対策をするべきだと思います。危険家屋除去支援事業などという制度もありますけど、ここまで来るまでに、こういう無駄な金を使うまでに、きちっと町が整備すべきところは、なかなか町の財産として空き家を云々というのは難しいかも分かりませんが、例えば持ち主と交渉して、それを町が責任を持って改修をして、改修費は家賃から取ればいいわけですよ。例えば改修費が水回りで400万円かかったとしたら、家賃でそれを回収する。例えば、そのIターンの人が月に2万円払えますよと言えば、それを割って年数で20年、30年と回収をして、その回収が終わった時点で、家屋は家賃を払った方の持ち物になるというような制度をつくれば、20年、30年の間はここに住み続けるわけです。そういうことも、行政としてなかなかやったことがないので難しいかも分かりませんが、その辺のところまで踏み込んだ行政をしないと、なかなか今からこの中山間地を維持していくということは難しい時代になってくると思いますので、今までの行政の枠を乗り越えた行政、やはり日本で一番新しい、そういう体制をつくっていくべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まずアンテナショップのことについてであります。今、御案内がありましたように、アンテナショップはただ単に有機にかかる農産物を売ったり、加工品を売ったりする施設だけではございません。お話がありますように、やはり吉賀町のアンテナショップで、取り分け廿日市、あるいはその山陽圏域での情報発信の基地でもあるわけでありまして、もう一つはやはり交流の拠点の起点になるところだというふうに思います。津和野街道があったりということがありますので、そうしたことにやはり活用していくというのは当然のことであろうかと思っております。まさに多様性のある施設でございますので、先般、議案審議の中でもお話があったと思っておりますが、いま一度、このアンテナショップのありようと言いますかビジョンの部分をやはり再考していかなければならないかなというふうに思っております。

今、本当に企業組合様のほうで頑張ってください、手持ちの資料でも令和4年の全体の見込みということになります。農産物以外も含めて約アンテナでの売上が7,000万円あるわけでありまして、これだけのことをしておられるということでありまして、当然可能性はあります。

お聞きをしますと、コロナ禍で経済が冷え込んでいる中であっても、このアンテナショップの売上はあまり落ちなかったというふうに聞いています。これは高い水準でということではないかと思いますが、それでも本当に頑張っていたというふうに思っております。

私も広島方面に出かけたときには必ず店舗に寄らせていただいて、皆さんに声をかけさせていただいたり、中の様子を見たり、それから大家さんのところへも寄らせていただいて、いろいろなお願いもさせていただいているところでございます。そうした関係をこれからもしっかりとしていかなければならないかというふうに思っております。

それから施設の設備、備品のこともございました。これにつきましても、行政のほうで対応できるものはこれまでも予算を計上させていただいておりますので、これはまた現場の方といろいろな産業課の方と協議をしながら進めてまいりたいと思っております。

お話の中でエポックの話もございました。やはりエポックも今は完全な民営の株式会社ということになりました。その前は第三セクターということで町のほうも出資をさせていただいて運営に当たっていたところでございます。非常に経営状況が悪いということで、最後のところはやはり第三セクターであったというその趣旨に鑑みて、全額の部分4,700万円だったと記憶しておりますが、それを予算計上してどうにか御負担がいかないようにということで努力をさせていただきましたが、議会での御理解が得られず、最終的には3,000万円ということで、その差し引きした部分は全て民間のほうへ行ったということで、本当に申し訳ないというふうに思っております。

私個人といたしましては、行政ではそうした形になりましたけど、極力、あのときも議場でお話をさせていただきましたが、第三セクターではなくなりますけど、行政として、あるいは私個人として、協力できるものはしっかり協力をしていきたいということで、これまで民営になっても、エポック様のほうからいろいろな形でお声がかかったときには必ず出向くようにしております。先般も商品開発、第2次ができました。リニューアルオープンもできたということで、足を運ばせていただいたということで、可能な限りの協力はさせていただいております。その気持ちは変わっておりません。今の状況の中でお力添えできることがあれば、それは惜しまずやっというふうにと考えております。

空き家バンクのこともございました。規定路線だけではなかなか成就しない部分がたくさんあるんだろうと思いますので、これからまた原課のほうで工夫しながら、今ちょっと議員のほうからも御提案がございましたけど、様々な形で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） このアンテナの売り上げが、微増ではありますけど伸びている

というのは、やはり生産者と消費者の絆があるからだとは思っております。これが交流人口なり関係人口、あるいは観光、定住に大きく結びついていくんだらうと私は期待しておりますので、津和野街道なんかもありますし、ぜひ廿日市、広島方面との関係を深めるという意味でも、ここにもう少し行政としての責務を果たすような力を入れていただきたいと思っております。

次に、地域資源の活用をということで質問をいたします。

交流人口を増やし施設の活用や定住・教育につなげるためにも、歴史や文化、伝統、行事、自然などの地域資源の活用はまちづくりに欠かせない重要な資産であります。そこで3点ほど提案をして、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

先般も森英恵氏のお別れの会が催されました。その後に森星さんの取材などもありまして、かなりの問合せが来たということを知っております。

交流スポーツ公園の「よしかみらい」のほうにも、あそこは広島方面からの方が多いわけですけど、結構な方が来られて、今からあそこのフラワーガーデンに行くんだけど場所はどうかという問合せもあったということを知っております。私もいろいろな面でこの人脈、人とのつながりというのは本当に財産になる、無形の財産でありますし、まちづくりにとって必要なときに一番力になるのは人とのつながりだと、私は思っております。そういう意味で、このフラワーガーデンなり、澄川喜一さんなり、ここでは公園の整備ということを知っておりますけど、少し吉賀町に足りないこの文化とか伝統とか、そういうものを大事にしてまちづくりの一環に役立てていくという資料館といったら語弊がありますが、何かそういう施設をぜひ造るべき、設けるべきだと私は思います。それが教育につながり、子育てにつながって定住につながっていく、そういう、ハードだけじゃなくて優しいまちづくりをするべき、ここの吉賀町の身の丈にあったまちづくりをするべきだと思っておりますので、その辺のところのお考えをお聞きしておきたいと思っております。

それと、2007年に高津川は水質日本一になりました。そのときに、今の運動公園に、「清流日本一高津川」の看板が掲げられましたけど、日本一を祝う会が寄附で集められてあそこに設置したんだということを知っております。私もその当時は桜の植樹などもありましたので、参加したのを覚えておりますけど、今、「清」という看板と日本一の「一」という看板が飛んで、もう随分になります。いろいろな問合せがあります。私は、これをどうということではないんですが、やはり、この高津川という財産をもう少し大事にすべきだと思っております。水源の町でありますし、ああやって水源祭りがありますし、そこを流れる川のほとりにはヒガンバナなり、いろいろな花が咲き誇るわけでありまして。そこで、私は今の看板もですが、もう少し川に親しむ、そういう公園を、これは町ができるかどうか、県との関係にもなるんですが、すべきだと思います。

高津川は教育の面でも随分活用されておりますし、観光の面でもここに2016年に観光振興の基本計画という立派な冊子ができています。この中で、高津川のことは随分と書いてありますし、これを参考にして、やはり高津川の観光というのも観光協会に丸投げしておくだけではなくて、少し職員も、本来なら職員も一人あそこに出向してやるぐらいのことですよ。

ちょっと余談になりましたけど、高津川のぜひ整備を進めるべきだということと、この間も町長も御参加されてましたけど、柿木であった、かきのきあったかフェスティバルで、神楽が奉納されました。その中で子ども神楽が舞われたわけですけど、こういう伝統というのは子どもさんも非常に興味を持っておられる。このことは小さいときに神楽を舞った思い出が、大きくなって町に出て、またもう一回、吉賀町に帰って神楽を見て、舞ってみようかというUターンのきっかけにもなるわけですので、ぜひこういう、ここでは神楽を観光資源として質問していますが、神楽に限らず、いろいろな文化をもう少し大事にするということをするべきではないかと思っております。

少し取り留めのない質問になりましたが、地域資源の活用ということで、町長のお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは続きまして、地域資源の活用ということでお答えをさせていただきます。

いろいろお話がございましたが、本当に歴史や文化、そういった伝統行事、自然といった地域資源の活用は、この町の魅力となります。また、住民主体の町づくりの大きなきっかけとなるというふうに考えております。フラワーガーデンのお話もございました。現在は観光協会を中心に管理をされておられます。昨年、森英恵先生が御逝去をされたということでございますが、その際には、今もだろうと思えますが、この役場のほうにも、あるいは観光協会のほうにも、あるいは商工会も含めてでございますが、様々な多くのお問い合わせがあったということをお聞かせをさせていただいております。

このフラワーガーデンでございますが、御案内のとおりでございますが、あそこに看板も設置されておりますけど、旧六日市町時代でございますが、商工会、それから町の観光協会が企画いたしましたして整備を行ったものでございます。平成9年に工事に着手いたしまして、平成10年の春から現在に至るまで、多くの町民の皆様のお手によって維持されておるということでございます。私も森英恵先生の御長男さん、森頭さんとそのフラワーガーデンを訪ねさせていただいて、記念の写真等も撮らせていただきました。ちょうどその前段で森星さんが町にお出かけをいただいて、番組の収録ではございましたが、フラワーガーデンのほうへ花を植栽をさせていただいたということもございましたので、私も非常にありがたく感じたところでございます。

そうした御縁のある場所でもございますので、また今までお世話していただいた方と、行政のほうでコラボできるところがあれば、これはやはり積極的に関わりを持っていくべきだろうというふうに考えております。

それから高津川のPR、親水公園等のお話もございました。

現在、正国公園、それから道の駅かきのきむらにそうした親水護岸といった施設があるわけでございます。残念ながら十分な管理ができておりませんで、利用もされていないというのが実情ではないかと思っております。町のほうの第1次総合計画の評価報告書の中に、水辺に親しむことのできる環境という項目の住民ニーズマップがあるわけでございますが、その中では平成18年と平成23年はいわゆる維持分野、維持というのは要するに現状でいだろうと。それから平成27年の段階では、これが改善分野のほうへ少し移行しています。ですからもう少し考えたほうがいいんじゃないかというような御意見だろうと思えます。住民の皆様の満足度が少し低下している、そうした傾向の表れだというふうに思っております。まさに町民の皆さんに愛着を持っていただけるような高津川、川の活用を行っていきたいと思えます。

私も前から気になっております大野原運動公園のネットにある看板でございますが、本当にちょっと国道から一番目の届くところであったりというところでございますので、少し担当課のほうで一旦整理をさせていただく必要があろうかなと思っております。

それから後段、神楽のお話もございました。先般、私もお話がありましたように、あったかフェスティバルに出かけて、ちょうどそのときにかきのき保育所の園児さんが地元の白谷神楽の社中の方と、大人の方と一緒に上演をされるというところでもございました。非常に微笑ましくて本当に可愛くて、大人の方と舞われるというところで非常に素晴らしいステージだったなというふうに記憶をしております。神楽はああして、石見神楽はとりわけ石見地方で日本遺産にも登録をされたということでございますので、これをしっかり活用していかなければならないかと思えます。

もう一つは、私は先般、町にお出かけをいただいた映画「高津川」の監督の錦織良成さんともお話をし、そのことは以前からお話をしているんですが、皆さん映画「高津川」は見られたと思いますが、最後の長い長いエンディングロールに流れてくる川のそばで神楽を上演するところがありますが、その舞台は正国公園でございます。ですから本当にコロナ禍で、なかなか映画自体もままならなかったわけでございますが、ぜひこのコロナ禍が完全終息をして、あるいはこのウィズコロナの時代になって、できればそれと同じようなシチュエーションで、ああした護岸あるいは親水公園で石見神楽の上演をする、そうしたことができれば私は非常にいいなということを経験ともお話をさせていただいておりますので、ぜひそうした実現も図っていきなりたいと思っております。

お話がありましたように、芸術文化ということは本当に非常に大事な部分でございまして、我が町には輩出をしました森英恵先生や澄川喜一先生、御出身でもありますので、そうしたことにしっかり誇りを持つということと、そうしたことに芸術文化に触れる機会をつくっていくということが特に子どもさん、情操教育にとっても大事な部分だろうと思いますので、今やっております益田のグラントワであったり、それから岩国のシンフォニア岩国、さらには宇部のビエンナーレ、こうしたところとまた連携をしながら、芸術文化の振興に向けて取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） ややもすると、お金が優先する社会ですけど、やはり、もうちょっと優しいまちづくりという意味で、こういう文化的なことに力を注ぐべきであろうと思っております。

フラワーガーデン、大変よく地元の方も関わって整備された公園だと思いますけど、事業目的の中に、観光という言葉が最後ごろに、目的の一番最後だったと思いますけど、看板の中で出てきたように思います。観光にあそこを使うというのは個人的にどうかというのはありますけど、駐車場もありませんし、皆さんの多くの思いであそこが造られたということは承知しておりますけど、もう少し町内・町外から来られた方がせめて車を止められるぐらいのスペースは確保するべきではないかと思えますし、確か椅子が、長椅子が一つしかなかったような気がします。いろいろな箇所で休めて、なおかつ、それこそ送る会の言葉じゃありませんけど、吉賀町の香りが分かるような時間を過ごせる、そういう場所でもあるべきだと私は思いますので、少しその辺のところは観光協会とも相談をしながら、整備を進めていくべきであろうかと思っております。

それと、高津川の親水公園の整備なり、いろいろなことを申しましたけど、常に水質日本一になる高知県の仁淀川ですよ、あそこも大変いい川でいいアユが捕れるんですけど、なんせ高津川みたいに道路からすぐ川というわけにはいなくて、あそこはずいぶん高低差があって、なかなか水に親しむという川ではないらしいです。水に親しむということはそれだけ情緒も養われますし、今、本当に、学校教育にもずいぶん使われています。

それと、この間、石見空港の促進のコンテストにも、柿木の中学校の校長だった河野氏が応募されて、優秀賞の賞をいただいたということも発表されていましたが、いろいろな面でこの高津川というのは財産であるということをもう少し認識しておくべきだと思いますし、もう水質が日本一じゃないから汚い川なんだからという意見もありますけど、汚い川だからこそあそこに看板を設置して、住民の皆さんの認識を新たにしてもらおう、そういうことも行政の大事な仕事なんじゃないかと思えます。

私はちょっと気になっていましたので、勝手に看板屋さんに頼んで、見積りを取ってもらいま

した。今の看板は全くもう腐って使えません。使えませんので、新しくアルミで半永久的なものを作るとなるとかなりの金額が必要になります。それは、その金額と高津川を活用した町の活性化なり教育なりを、どっちを天秤にかけるかという、これは執行部のお考えですので、ぜひ一考はしていただきたい、そのように思っております。これは後から、もし必要でしたらお渡ししますので、御検討ください。

ということで観光資源として神楽も、アンテナなり道の駅なり、町外にも出てぜひ町のPRに力を貸していただくべきだと思いますので、町の支援を、今コロナ禍で引き合いもなく大変、財政的にも苦勞してますので、その辺のところの支援もするべきだと思っております。観光事業も観光協会に丸投げするのではなくて、ぜひ町ももう少し力を入れていくべきだということを申し添えまして、次の質問に移ります。

町づくり計画と公民館ということでお聞きします。

第2次まちづくり計画も2026年度で終了をいたします。計画どおりのまちづくりはできているのでしょうか。急速に進む人の減少、高齢化、コロナ、世界情勢の変化等々、社会は目まぐるしく変化をしております。毎年同じような事業や予算が計上されて、同じような施政方針が示されておりますが、現状維持の行政で果たしていいのでしょうか。そのような疑問を持って質問をいたします。3点あります。

まちづくり計画の評価、検証などの体制の見直しを行うべきではないのでしょうか。ただ計画をつくって検証しただけで終わるのであれば、そういうものは必要ないわけでありますので、もう少しスパンを短くして1年に1回なり見直しをかけて常に達成できていない、満足度が少ないところは少し力を入れて改革すべきだと思っております、この質問をいたします。

2番目です。住民の一番身近な声は公民館、自治会にあります。公民館、行政職員による公民館会議——これは私が勝手に考えたものなので仮称でありますけど、などの組織を設置し、定期的に会議を開いて住民の声をまちづくりに生かしていくべきであります。基本条例にうたわれているように、協働によるまちづくりをもう少し真剣に考えるべきではないかと考えます。

これは教育長にお伺いします。教育委員会は主事を2人体制にした目的などを住民に明確に示すべきであろうかと思っておりますので、その3点をお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、大きい3点目でございます。

町づくり計画と公民館ということで、まず、私のほうから1点目といたしまして、評価と検証の部分について答弁をさせていただきたいと思っております。

今あります、まちづくり計画の評価、検証につきましては、御案内のとおりでございますが、計画期間全体は平成29年度から令和3年度まで、これを前期、それから令和4年度から令和

8年度までを後期ということで、それぞれ期間の最終年度に前期評価と後期評価を行っているということでございまして、その手法といたしましては評価項目にあります評価機関であります吉賀町のまちづくり委員会、こちらのほうがやっているということでございます。とりわけ、これは令和2年度のところで従来の吉賀町まちづくり計画評価委員会と総合戦略の推進委員会が統合されて今のような形になっているところでございます。そうした状況もございまして、現在の計画期間におきましては、やはりこの計画期間の評価をする上では評価項目のこともありますから、今と同じような形で評価の比較をしていく必要があるかと思っておりますので、また、新しい計画期間が来た折には、その評価の方法等について検証をやっぱりかけていく必要があるかなというふうに思っております。

次に、2点目は協働のまちづくりということ、いわゆるその住民の皆さんの意見反映であったり現場の意見をどういった方法で集約をしていくかという方法論のお話だろうと思っております。まちづくり基本条例のお話もございました。とりわけ、そこでは協働ということがうたってあるわけでもございまして、まちづくりは町民と町がそれぞれの果たすべき責務を分担して相互に協力して進めること、こういうふうにご定義されておまして、その条例の中では町の責務、町民の責務、町民の参加などについて示されているところでございます。

今、町民の皆さんの御意見をお伺いするということでは、私が就任してから毎年のように町政座談会を各公民館で開催をさせていただきました。続けてまいりましたが、なかなかこの参加の人数が少ない、場所によっても違うんですが、これではなかなかこの目的が達成されないのではないかとということで、役場の庁議のほうでいろいろ検討させていただいて我々のほうが地域のほうへ出かけていく手法がいいだろうということで、いわゆるその手段といえますか、考えておりましたら、ちょうど吉賀町社会福祉協議会さんが各公民館エリアで開催をしておられます地域支え合い会議というのがございます。これは各公民館でいろいろな方が携わっておられますので構成メンバーは違うんですが、やはりそこに集まるメンバーであったり、それから地域課題であったりというのはまちまちでございますから、言ってみれば地域の特性が一目瞭然分かります。

私も今3回参加をさせていただきましたが、蔵木の課題と六日市の課題と、この前は柿木にお邪魔しましたが、本当にこの取組内容も違ったり課題が違いますので、今、今年度、試験的にやっております今の地域支え合い会議のほうへ、これはやっぱり参加していくほうが地域の皆さんの声がしっかり聞こえてくるというふうには私は感じております。座談会という手法もありますが、それをむしろ今のような形で我々執行部が出かけて行って、地域の皆さんの中へ入って、いろいろなことについての議論なり、お話を聞くという手法が私はいいなというふうには今の段階は感じております。

今、御提案のあった公民館会議ということもありますが、そうしたことも含めて、これから地

域の皆さんの声を吸い上げていく、そうした手法はやはり引き続き検討してまいりたいというふうに思っております。

教育委員会の主事の件につきましては、教育長のほうから御答弁をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは、3点目について答弁させていただきます。

主事2人体制の導入に至った経過と目的、それから求められる業務の概要、また、今後の対応についてお答えをさせていただきます。

岩本町長就任後、社会教育、公民館の担当部局である教育委員会と地域振興、自治会の担当部局である企画課に対して、公民館のあり方を検討するようにと指示があり、関係機関にもアドバイスを受けながら協議を進めてまいりました。この公民館あり方検討会での検討内容については、これまでも議会において報告と説明をさせていただいたところでございます。

この公民館あり方検討会では、各公民館にヒアリングを行い、公民館自体の課題、地域の課題が明らかになっておりますので、その一部を申し上げます。

学びっぱなしになっており深まりがない、参加・参画する人、しない人など住民の主体者意識の差が大きい、個人・団体のつながりやコミュニケーションが不足している、事業計画や振り返りの時間が取りにくい、公民館事業の整理が必要である、担い手が埋もれていたり、次世代のリーダーが不在だったりする、このような現状課題を踏まえ、吉賀町の目指す姿を自立した人たちによる持続可能な地域、公民館の役割を住民自治の力を高める、伸ばすとししました。そして、吉賀町の人材育成のプロジェクトであるサクラマスプロジェクトを基盤とした学びを通じた人づくり、地域づくりを行っていくこととしました。

そのためには統括コーディネーターの配置、職員体制の強化などが必要であると考え、方策の柱の一つとして公民館主事2人体制にして、公民館体制の強化を図った次第でございます。公民館長と主事1人という従前の体制では、学びをプロモート——奨励、促進していくという面が弱いままです。もちろん館長の方針や主事のアイデア、また、公民館運営委員会の意見などを反映した新しい取り組みもありはするのですけれども、やはり恒例の行事や活動が主になってしまう傾向はございます。

また、どうしても集う・学ぶ・結ぶという場は公民館が多くなってしまいがちで、公民館を訪れない方、出かけられない方は輪の外に出てしまうこととなります。公民館という場所を出て、学びの仕掛けをつくっていく必要があります。もちろん既にそういう取り組みは見られつつあります。

さらには、コロナ禍もあり、地域の方たちのコミュニケーションの場が少なくなり、つながりも本当に希薄になっています。攻めの姿勢で住民同士のつながりを再生していく、さらには地域

の様々な団体への支援や伴走もしていくとなると、ぜひとも2人体制が必要だと考えております。

なお、この2人体制の目的や役割、求められる業務内容について十分広報できていないことは反省すべきであると考えております。まだ2人体制が十分に機能しているとは申せませんが、各公民館で共通すること、また、実態に応じて各公民館で異なっているところなど、今後、町広報などに記事を書いたり、サンネットに取材していただいたりしながらアピールしてまいりたいと考えている次第でございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明君） こういう時代だからこそ行政、教育委員会、公民館、自治会、このいろいろな方の力が結集しないとなかなか住民の皆さんが満足できるまちづくりというのはいけませんと私は考えております。ですので、お互いが意見をぶつけ合いながら、1つの目標に、山を登っていくという作業を進める、進めると言いますが、行わなければならないと思っております。

時間ありませんので、1つ、ここに昭和37年に、これは六日市町長になられた齋藤一通氏の退任のときの言葉が載っております。私は、この方が縦貫道のインターを、鹿野に行くルートをこちらに持ってこられた方と聞いておりますし、今、この方の政治活動がなかったら、吉賀町は本当、島根県の西の孤島になっておったわけでありまして、そういうことを考えますと、なぜこの方が名誉町民でないのかという疑問も1つ持っていますけど、それは別にしておきまして、退任の挨拶のときに齋藤氏はこのように言われています。「いろいろなことが自分のその町長時代にできたのも議会の諸君をはじめ皆様が御支援くださった賜物でありまして、こういういろいろな成果が挙げられたのも、この一致団結の力があつたからこそであります」と感謝の挨拶をされています。ぜひ、今からのまちづくり、行政が行政だけでできるわけでもありませんし、町民だけでもできるわけではありませんということで、公民館を核とした丁寧なまちづくりを行っていく必要があると思っておりますので、ぜひ、御一考頂きまして、できたら、御参考にしていただけたらと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、1番目の通告者、11番、庭田議員の質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午前10時02分休憩

.....

午前10時13分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を行います。

2番目の通告者、村上議員の発言を許します。2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 2番の村上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私も、2点ほど大きくくりで通告しております。順に質問させていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、1点でございます。地域公共交通網形成についてでございます。

町長の施政方針の中にもありましたが、令和5年度より地域公共交通網形成計画の事業の6番目、市街地循環線の導入、その六日市循環線の運行に取り組むとありましたが、具体的にどのような運行をされるのか、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、村上議員の1番目でございますが、地域公共交通網形成についてということで、まずは六日市地域市街地循環線についてお答えをしたいと思います。

令和5年5月を目途に六日市地域市街地循環線、あくまで仮称でございますが、これについての導入検討を行っているところでございます。

現時点でお伝えできることといたしまして、運行形態については、事前の電話予約が必要なデマンドバス、区域運行でございます。これを予定をしております。

また、運行期間につきましては、旧大字六日市地域内とし、車両規模も定員11名以下の乗用車サイズとなることから、六日市地域内の商業施設の入り口付近で乗降できるよう予定をしております。

運賃につきましても、ほかの路線バスに比べて運行エリアが狭いということもございまして、町内路線バスの定額運賃であります300円よりも低い、安い価格設定を検討中であります。

現在、交通事業者をはじめ、運輸局、県等の関係機関と調整を行っておりますので、具体的なサービス内容が確定いたしましたら、住民の皆様に周知できるかと考えております。

周知開始時期は、現在のところでは4月初旬頃といたしまして、運行開始を5月中旬までと予定しているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） まずは試験運行されるということで、しっかり検証いただけたらと思います。

2番目の質問に入らせていただきます。

同じ地域公共交通網形成計画の今度は事業7番、乗り継ぎ拠点の整備、停留所の改善、そしてパーク・アンド・ライドの推奨や停留所の整備とうたっております。

概要の中には、国道沿いに拠点施設を定め、パーク・アンド・ライドの駐車場としての活用を検討するとあります。これ、令和4年度の定例会の私の質問の中に、適宜実施された内容をお聞きいたしました。パーク・アンド・ライドの検討結果等、実施状況等を含まれておりません。

したので、そのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、2つ目でございますが、パーク・アンド・ライドについてお答えをしたいと思います。

このパーク・アンド・ライドを含む乗り継ぎ拠点の整備につきましては、旧柿木村地域に居住されている方が、六日市地域へ移動するために、地域内路線と広域バス路線、いわゆる六日市交通広域線と石見交通の広益線でございますが、これに乗り継ぎ利用をする際に柿木地域の国道沿いでの待合環境等の改善を検討するものでございます。

乗り継ぎ拠点箇所の検討につきましては、令和2年度以降、交通事業者や警察等の関係機関と協議を行いましたが、具体的な場所の設定には至っておりません。令和5年度におきましても、引き続き継続で協議をしてみたいというふうに考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） この事業7番に関しましては、実施期間として令和元年より検討で、令和3年より適宜実施とございます。早い検討、早い実施をされるのがよいかと思っておりますので、お願いいたします。

先ほど質問させていただきましたパーク・アンド・ライドの当町における整備をされるメリットというのが、私にはなかなか感じられない部分が多少ございます。その辺、もちろんこの計画に入れておられたところで、どういったメリットを考えておられるのか、改めてお聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 交通網形成計画の中の一つのメニューとして検討をするということであり、検討が、要するに必要性とか需要とニーズのバランスもあろうかと思いますが、それが実施をするに当たって、可とすれば適宜実施、こういうことになるわけでございますから、計画にのせてあるから必ずやるということではなく、それについての検討もするということが、その計画の中にあるということで御理解いただきたいと思いますが、少し具体のところは担当しております企画のほうから御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 失礼いたします。パーク・アンド・ライドにつきましての具体的なことということで答えさせていただきます。

まず、一つとしましては、柿木村地域という言葉が出てまいりました。現実的に柿木村在住の方が、石見交通の広益線を利用するときに、我々の調査の中ではございますが、柿木の基幹集落センターに車を止められて、定期的に乗っている方もいらっしゃいました。いわゆる今の広益線

を利用するときの駐車場というのは、必ず必要になると感じておりますので、その点を例えば道の駅とか、例えば今の柿木庁舎の駐車場とか、いろいろ候補はございますが、停められないかなと考えている、これが一つの具体的な事例。

もう一つ事例としてお話しさせていただきますと、同じく広益線、広島へ行く方が六日市の駅と呼んでおりますが、六日市の停留所のところの裏側の土地をよく利用されております。この土地は、今のJRの土地でございまして、町が借り上げて駐車場として活用しているところでございます。

こういったところをよくよく利用されるということなので、現状においてもちょっと満車となるようなことも聞いておりますので、何とかならないかという工夫はしております。

これからの状況にもよりますが、旧備中屋の駐車場や庁舎の河川の横の駐車場とか、いろいろ活用できるように考えていたところでございます。

具体的事例としては、以上のようなことを考えておりました。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 御説明ありがとうございます。パーク・アンド・ライドの一般的なメリットとしましては、例えば地方部から市街地に向かわれるときに、通勤される方の渋滞緩和、それから温暖化に関しての排出ガスの関係、そういうところにメリットがあるのではないかとこのところで、一般的にはそうなっております。

当町におきまして、先ほど説明ございましたが、広益線で、例えば広島に向かわれる、例えば益田のほうに向かわれる。そのときに広益線のバスを利用されるということで、そういった活用に使われるということでしたが、基本的には当町で、やはり商品に関しても、医療とかそういう形に関しても、当町で賄えることを行政は目指すべきだと私は考えております。どうしても足りないものとか、私も益田方面に行きましたり、広島方面に行きましたりすることはございますが、ここを目指すというか、パーク・アンド・ライドというのが、この地方部に適しているのかというところを、私、疑問に感じております。

石見銀山のほうにも、パーク・アンド・ライドというのがあるらしいですが、その辺も今までどういうふうに使われていたのかというところがなかなか見えない部分があるようです。

石見銀山のほうであれば、大田市内に通勤される方も活用されているのかなとは思いますが、今言われました広益線に使われる、例えば企画課のほうでこういう企画をされましたが、当町の職員さんが実証実験といいますか、検証で使っておられる方がおられるかどうか、すいません、今こういう回答でございましたので、併せてお聞かせさせていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） この件につきましても、企画課長から答弁をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） お答えいたします。

改めて御説明申し上げますと、事業7、乗り継ぎ拠点の整備、停留所の改善という事業でございしますが、まず、この基にありますのは、先ほど町長からも答弁いたしましたが、柿木地域の方が、広益線やいわゆる六日市交通の広域線で、石見交通の広益線を利用するときに、停留所がそれぞれ異なっておりますので、1つにして乗り継ぎがスムーズにできないかということで、まずは乗り継ぎ拠点ということを表現させていただいております。この件につきましては、先ほども答弁いたしましたように、協議はしておりますが、なかなか成就していないというのが一つでございます。

もう一つ、今ございましたパーク・アンド・ライドにつきましては、主に広益線を利用するというので考えておりますが、職員の利用という点につきましては、今は利用している者はいないんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 事業7番のことを続いてですが、背景と目的のところに、「広域交通の利便性向上を図るため、パーク・アンド・ライドを推進します」と、推進という形で書いておられます。これは、やはり推進するところに重きを置かないといけないと私は思っております。概要のところに検討という形で書いてございますが、推進するということで書いてございますので、柿木から本庁舎に来られる方に関しては、そういった形で推進していただいて、どうしても私も、六日市の町なかって言ったらいけません、おりますもんで、朝の通勤時間にはほとんど、町道も横断が困難なぐらい車が通ります。社協に行かれる方はもちろん、役場に行かれる方もあの通りを通られますんで、そういった緩和にも多少なるのであれば、推進する必要もありますし、推進の検証に、役場の職員さんが、自らがされるということも必要なのではないかなと思っておりましたんで、こういう質問を、すいません、質問書には書いておりませんが、聞かせていただきました。

○議長（安永 友行君） 深川課長。

○企画課長（深川 仁志君） 大変言葉足らず申し訳ございません。職員の活用ということで、これ、私事になりますが、この交通計画ができて、ほぼ大体できそうなときに、約半年でございしますが、朝パーク・アンド・ライドというのを実践してみました。車で柿木エリアまで出て、朝六日市交通の広域線で通勤、帰りはちょうど6時前後に石見交通の広益線がありますので、それで帰るというのを実践してまいりました。

しかしながら、そのバスには、病院の関係者とかたくさん乗っておられまして、途中でコロナ

禍になりまして、なかなか感染対策ということで、私が勝手ながら自粛したという経緯がございます。

非常に、この計画でも書いてありますが、パーク・アンド・ライドを使いますと、自身も、確率だけではございません、事故に遭う確率とかもどんどん低くなってきますので、このことについては非常によかったなと個人的には感じているところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） なかなかコロナの関係で難しくなるということはあるかもしれませんが、実証を一度されたということであれば、ちょっと安心しました。

先ほどメリットも聞きましたが、デメリットもあると思います。施設の整備に関して多額なお金をかけるのであれば、そういったところは断念されることも考える、今から検討されることでありますので、ということもあるのかとは思いますが、しっかり考えていただければと思っております。

続いて、3番目の質問になります。

またこの事業7についての質問になりますが、柿木地域と六日市地域を移動することには、広域路線バスと地域路線バスの乗り継ぎが必要であり、とこの事業にも書いてございます。

広域路線バスにおいては、ほぼ国道運行であります。国道の同じバス停の上り側、下り側を横断するための横断歩道がない場所が、私も仕事の中で車で移動しますが、とても散見されるような状態になっております。このことについてどうお考えか、町長にお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、3点目の国道上のバス停付近の横断歩道についてということでお答えをしたいと思います。

議員御指摘にもありますように、国道上に点在する広域バス路線のバス停付近の近況につきましては、全ての箇所に横断歩道が設置されておられません。乗降時における安全性の確保に課題のある場所もあろうかと思えます。設置の申請をすれば必ず許可されるというものではございませんが、この件につきましては、来年度以降についても関係機関との協議をしたいというふうを考えております。

以前も、国道のバイパスのところでの横断歩道のお話もございました。御紹介いただいた箇所を早速県の公安委員会のほうへ御紹介もさせていただきましたが、やはり横断歩道設置の基準があるということで、なかなかこちらのほうから要望すれば、それがすぐ許可を頂けるというものではない。やはり横断歩道の設置というのは安全施設でございますから、その横断歩道を設置するがゆえに安全が担保されないということは、これは本末転倒でございますので、安全を確保す

るために十分な条件がそろえば、当然要望箇所については御承認を頂けるんだろうと思いますが、そうしたこともあるようでございますので、引き続き要望のあった箇所については、当然我々のところに権限があるわけでもございませんので、関係機関のほうへ要望なり御協議をさせていただきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今、町長言われました明確な基準があるのかどうなのかは分かりませんが、横断歩道設置に関しての基準があるということでお聞きしました。

私も、なかなかちょっとばたばたしており、しっかり調べることができませんでしたが、ホームページ等々を見ますところによりますと、島根県のほうのホームページには、この基準というのは、警察のほうもちょっと見当たらなかったんです。

たまたま目につきました大阪市の交通規制基準ということで、横断歩道に関しての記事がございましたので、少し読み上げますが、信号機が設置されていない交差点については原則として車道幅員がおおむね3.5メートル以上で、次のいずれかの該当場所に横断歩道を設置するものとする、これもあくまで大阪市なんで、いわゆる国道の管轄ではございませんが、交通量及び横断歩行者が多く、歩行者の安全を確保する必要がある場所、それから駅、学校等に通じる場所、それからバス停留所付近等に特に必要な場所ということが書いてございました。こういうふうに、ほかの自治体がこういう形で設けております。

しっかりと訴えるといえますか、お願いをすることによって、こういった基準が出てくるのではないかなとは思いますが、町長先ほど言われました基準に関して、どういった基準があるのかというところをしっかりと確認いただきたい。

前回、私、令和4年の第3回のときの答弁にも、同じ答弁を受けております。基準があるようですという形で答弁いただきました。これ、しっかりとした基準があるのであれば、しっかりお示しいただいて、町民の皆様にも周知していただく。私も質問しておりますので、そういったところにしっかりとした明確な基準をお示しいただくということが、大切なのではないかなと感じております。

そこで、次、4番目になりますが、私、同じことを何度も何度も繰り返します。この地域公共交通網形成計画のことについて、もうもはや4回目の質問になりますが、かねてより出発点から目的地まで、その道のり全てが真の公共交通網と考えておると。歩行区間での歩行者の安全確保や歩行者への配慮、それが必要だと常々申し上げております。

もし、改めてお考え直しになられたこととか、新たな計画ができたこととかございましたら、お聞かせ願いたいと思います、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、前段の横断歩道の設置基準でございますが、権限の部分は都道府県の公安委員会でありますので、今言われた基準があるというのは、示すのであれば、県の公安委員会がしっかり県民の方にお知らせをすればいいわけだろうと思います。示していただけないのであれば、我々がその情報を提供していただいて、またそれを、情報を提供して、町民の皆さんに公開してもいいのかどうかということもお聞かせをしなければならぬかと思っております。

要するに、我々の手元にある権限でございますので、今議員のほうからお問合せの部分は、当然そうした関係機関に照会をかけさせていただいて、情報を提供いただくような努力はさせていただきますかと思っております。

その結果については、これはあくまで我々の判断でなくて、権限のあるところの判断でございますので、そのようにさせていただきますかと思っております。

管轄と申しますか、町のほうの担当課は、交通安全というのは総務課でございますので、総務課のほうでそのような対応をさせていただきますかと思っております。

それから、4点目の歩行区間における安全確保等への計画についてでございます。現状、歩行区間における安全確保については、公共交通網形成計画においては取り組みを予定しておりません。

しかしながら、前述の横断歩道等の設置も関連いたしますが、移動の際の危険箇所への対応については、道路管理者や警察等と連携をした取り組みが必要であるというふうに考えております。

あくまで公共交通網形成計画の中では取り組みの予定はないわけでございますが、先ほどの乗り継ぎの部分であったり、安全確保というのは、第一義的に対応していかなければならぬわけでございますので、付随した案件として出るのであれば、そうしたところで連携をして取り組みをしていきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 私が、もう4回質問させていただきました中で、横断歩道の設置を本当に常々申し上げております。そして、歩行者の方に対してのベンチ等の設置を訴えております。

令和4年の第3回の定例会のときには、最後に、事故が起きてからでは遅いというものを訴えさせていただきました。残念ながら、今年に入りまして1件国道において、重大な事故が起きてしまっております。

あそこに歩道があれば、今、道交法の中でも、こういった警鐘を鳴らすチラシも出ております。横断歩道のルール違反に注意というものです。この中に、運転者の歩行者優先義務という形で、まずは、横断歩道直近は減速、そしてひし形マーク、これに注意、横断歩道では、横断者がおられるときには必ず停止をしないといけないという形で書いてあります。

もし、あの国道沿いに横断歩道、ひし形マークがあれば、運転者が多少なりとも注意をしたのではないか、もちろん運転者の過失は重大なものだとは思っておりますが、もっと早く検討いただき、もっと早く動いていただき、もっと早く住民の皆様と現場を確認しながら、要望を聞くことができたなら、ああいった事故がなかったのかなと思うことがございます。

これからも続いて町民の皆様が使われる道路であります。しっかりと責任を持って、町民の訴えを聞いていただければと私は感じておりますので、よろしく申し上げます。

続きまして、5番目の質問に入らせていただきます。

昨年の3月議会において、町長の御答弁では、「歩く距離を短くするのが一番だと思う」という言葉がございました。3月議会のときに、最後に私申し上げましたが、いま一度申し上げますが、近年は買い物のほかに健康のために歩かれる方も増えております。私が、たくさん荷物を持っておられる御高齢者の方を見かけまして、バス停まで送りましょうかと言いましたら、いや、これも健康のためですよということで、大丈夫と言われながら歩いて行かれました。

こうした歩行者のためにベンチ等、休憩所の設置や、再三にわたり申し上げておりますが、横断歩道の設置、これを自前もしくは民間を含む他機関への要請をする考えはございませんでしょうか。再三にわたり申し訳ございませんが、町長、お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 通告の中にもございますが、私のほうから歩く距離を短くすることが一番だというお話ですが、これは、あくまで公共交通網のいわゆる交通手段を使う場合のことでございますので、そのあたりは誤解のないようにしていただきたいと思っております。

当然、健康増進とか、そうしたことであれば、歩くということ、そのこと自体がそうしたことにつながってくるわけでございますので、そこは否定するものではございません。

その上でございますが、歩行者のためのベンチ等の設置についてであります。

計画に基づきまして、住民の歩行距離短縮のために、各地域におけるデマンドバス区域運行への再編や、市街地循環線の導入検討に取り組んでおります。

公共交通利用者は、高齢者が中心となっている状況から、ドア・ツー・ドアでの移送サービスの提供が求められていますが、他方で健康づくり、介護予防の観点から、ウォーキングに取り組まれることも大変重要なことと認識しております。

現時点で、各要所へのベンチや休憩所の設置及び地域への要請は考えておりませんが、例えば役場庁舎や公民館、それからふれあいホール等の公共施設につきましては、休憩・休息をしていただくために必要な環境整備に努めてまいりたいと思っております。そうした中から、各自ウォーキング等のコースもお考えいただく上で、御検討をお願いしたいというふうに考えております。

今申し上げましたように、公共施設、例えばということで少し例を挙げましたが、そうしたと

ころへの環境整備につきましては、これから努めてまいりたいというふうに思いますので、健康増進とかウォーキングとか、そうしたことで今実際歩いておられる方おられて、なかなかその道中と申しますか、コースの中で休憩する場所がない。後刻のところ、公共施設等へそうした環境整備ができるのであれば、ぜひその御自身のウォーキングのコース等をそうしたところに、マッチングするように考えていただいたらなという回答でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 町長今言われましたように、公共施設に対してのベンチ等は考えていかれるということでございましたが、なかなか健康のために、さあウォーキングをすると、生活に必要なために、さあ買い物に行くぞと申して分けることというのは、なかなか難しい方もございます。特に若い方で、小さな歩き始められたお子様を連れられた方、そういった方は買い物と合せて一緒に散歩に行こうかということもあろうかと思っております。その中で、休憩施設のところに、例えばおじいさん、おばあさんが座っておられた、一緒に休もうか、そこで話が生まれる、そこで交流が生まれるということも、私は、この休憩施設には大事な役割があると感じております。

隣町に設置されてございます「すわろう家」という施設が、津和野町の日原地区にございますが、これは昔の、昔のって言ったら失礼ですね、商店街の中に一軒家を改装されて、休憩ができる場所という形で整備されているところがございます。そういったところで、「座ろうや」という言葉で休憩も兼ねて地域交流、若者と多くの世代で交流ができるような施設ということも、併せて考えられるのではないかなと私は考えております。

なかなか吉賀町におきましては、国道沿いに大規模な商業施設がございますので、そういった空き家等もなかなかございませんし、休憩施設の安全性も確保しないといけないところ、難しいところはあるとは思いますが、やはりそういった商業施設の間に休憩施設があつて、そこで何かの交流が生まれるというようなことも考えて、もっと前向きに考えていただく必要があると思うので、どうぞその辺は考えていただきたいと思います。

何度も言いますが、令和3年第4回定例会より、令和4年第1回、第3回、このたびと4度にわたりこの質問をさせていただいております。本当にしつこいようではありますが、これが町民の声であるということをお感じになっていただきたい。

私が、第1回、初めての一般質問のときに、令和3年第4回定例会、質問のときに言いましたことというのは、皆さん、共感いただきまして、皆さんからもっとやってという声を聞きました。そういった町民の声をしっかり聴いていただくことをもっと行政にやっていただきたいと思います。願っております。

町長の施政方針の中にもありますが、「住民に最も近い基礎自治体であり、その観点からも地

方に課される責任は一層重くなっている。そのことをより強く意識しなければならない」とあります。まさにこの声というのは、私が本当にこうやってしつこくしつこく言っていること、これが住民に一番近い基礎自治体が、しっかりと国道の管理者、県道の管理者に伝えていくということも、行政の仕事だと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 定例会ごとに同じ質問を頂いております、また同じような御答弁で大変失礼だと思いますが、ベンチの件につきましては、先ほど言いましたように、御答弁させていただきまされたように、公共施設のところでこれから少し検討させていただきたいということでございます。

それから通告にもありますように、民間を含む他機関に要請する考えはないかということでもございます。なかなか行政でやり切れないところ、先ほど商業施設の中にとのお話もございましたが、例えば大型の商業施設もそうでございますが、行政のほうから逆に商工会のほうにお願いをさせていただいて、商工会のほうで御尽力なりお力添えいただけないでしょうかと、商店街の中でそうした対応をと、そうした意味かなというふうに、私も、これは通告を見たところなんですが、民間を含む他機関に要請する考えはないかということでもございますが、そうしたことが本当によいのであれば行政のほうから、我々も公共施設のほうは当然検討させていただきますけど、まさに官民ということで考えますと、民間を含む他機関、例えば商工会のほうへ、商店街の中でそうしたバス路線のところへ設計するための休憩場所、ベンチ等を置いていただくようなお願いもできるかなと思います。これは、また少し関係するところで検討もさせていただきたいと思っております。

通常、鹿足土木協会で行っております。これは、道路、国道、県道のいわゆる道路本体の要望ではございますが、やはりその中には交通安全施設の要望もあるわけですので、横断歩道と、これは土木というよりも、先ほど言いました公安委員会になりますので、ちょっと関係先は違うんですけど、可能な限りそうしたことも対応させていただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） ぜひともそういった要望を出していただきまして、他機関にも要請をしていただきたいと思います。

それを一番分かるのは、やっぱり地元住民の声というか、地元住民さんが一番その状況を分かっておられます。何度も言いますが、住民に最も近い基礎自治体が、しっかり皆様と話し合っ、現状を把握していただいて要望していただく、そして、地元住民が求めていることを地元住民にお願いするというのも、私はできないことではないと思っております。そういった前向きな姿勢を見せていただくことが、とても大切なことだと思っておりますので、ぜひとも先ほど町長答弁いた

できましたように、しっかりと要望等していただけたらと思っておりますので、よろしくお願ひします。

続きまして、旧六日市学園の施設利用についてでございます。

まず、1つ目でございます。旧六日市学園施設の建物構造についてお聞かせいただきたいと思ひます。例えば木造とか、鉄骨造とか等々ございます。教えていただけたらと思ひます。よろしくお願ひします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、旧六日市学園の施設利用についてということで、まずは構造について、端的にお答えをさせていただきます。

構造につきましては、校舎が鉄骨鉄筋コンクリート造の瓦ぶき2階建てでございます。図書館につきましては、鉄骨造瓦ぶき平屋建てということでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） すいません、質問のほうにありませんでしたが、今、図書館のほうに関して入れておりませんが、図書館に関しては鉄骨造ということでございました。

図書館に関して、築何年か前回は質問させていただきましたが、耐用年数のこともございますので、築何年か分かりましたら、お答えいただけたら、図書館に関してです。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 恐らくという答弁、ちょっといけないかもしれませんが、いわゆる本体であります学園そのものが平成5年に開校だと思います。当然、工事自体はそれ以前でやっているとありますが、そのときに図書館も同じ頃にできたのではないかというふうな記憶でございます。

そういったしますと、満でいいますと29年ですか、30年目に入ったということになるんでしょうか。そうしたことはないかというふうに御答弁をさせていただきます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。旧六日市学園の施設についてという2番目の質問に入らせていただきます。

昨年12月に、私の一般質問の最後に、工事の内容等々の丁寧な説明が、議会が9月に求めました、慎重な対応につながると申し上げさせていただきました。

もう3月に入っております。あと1か月も切ったというような状態になっておりますが、最終的な修繕の実績、これに関しては、せんだって現場調査のときにある程度見させていただきましたが、内装工事をあと残すのみという形に思われました。

構造的にいろいろと問題があるのではないかという質問も、12月にもさせていただいております。そのことについての報告が、いまだ正式な報告はございませんが、懸念しておりました陸屋根と思われるところに雨漏りが起きていると感じたところがございましたが、この修繕はみなし法人様の工事の中に入っていたのか、修繕されたのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 先般議会のほうが現地に行かれたときも、少しまだ補修の工事中だったというふうに私も報告受けておりますが、これまでまとめた報告もしておりませんでしたので、せっかく御通告いただきましたので、補修工事等の内容について御報告をさせていただきたいと思っております。

まずは、これは通してでございますが、随時、施設内物品の整理につきましては対応させていただいております。それから、7月から10月にかけては、校舎及び図書館の屋根の補修、防水工事、雨どいの清掃を実施いたしまして、雨漏り箇所確認のために、現所有者でありますみなし法人様が継続して点検を行っております。

また、庭園の立木の伐採、庭園の灯籠等がございましたが、これにつきましては撤去、それから草刈り、それから植木の刈込み等を行っております。それから10月から11月にかけては、高圧ケーブルの交換、校舎及び図書館の外壁及び大理石部分の洗浄等も行っております。それから11月から12月にかけては、図書館の窓枠の清掃、庭園の掃除を行っております。それから12月以降でございます、校舎及び図書館の天井及び内壁の補修、加えてクロスの張替え、それから校舎の消火水槽の補修、施設全体の清掃、掃除等を行っております。

御指摘のありました陸屋根部分についてでございます。雨漏りは確認されておりましたが、そのとこの排水不良によるオーバーフローはあったというふうな御報告を受けております。

壁紙の剥がれた原因は、換気不良による結露が原因と考えておりますが、既に補修は完了、もしくは施工中というような状況でございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 分かりました。まだ工事中というところも今答弁にございましたが、最後の質問をさせていただきますが、これは当該施設は安心・安全に、今度できます地域再生推進法人様に無償貸与できる施設であると最終的に町長が御判断されたのか、そのことについて町長御自身が御判断されたのか。町長御自身が確認されて御判断されたのか。そのことについてお聞きいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今事務を進めておりますし、これまで全員協議会で御報告をさせていただ

だいておりますが、地域再生推進法人の内定という取り扱いでございますが、その内定事業者であります一般社団法人高津川てらすと4月1日に無償貸付契約の締結、あるいは引継ぎを実施することとしております。

通告のございました、当該施設が安心・安全に貸与できる施設であるという判断、これは当然ながら私でございます。そのように今認識をしております。

それから、最初のところで構造の御答弁をさせていただきました。前回のこれは昨年12月の定例会で同じく村上議員のほうからこの関係でたくさん通告をいただいて答弁をさせていただいております、そのときも耐用年数のお話をさせていただきましたと思います。減価償却資産の耐用年数等に関する政令では、47年というふうにはなっております、そうしたところを考えますと、今、満29年で、残存期間は18年。あくまで、これは申し上げましたように、資産の償却に用いる法定耐用年数でありますので、その47年が経過したから直ちに使えなくなるというのは当然そうではございません。ちょうどこの建屋、本庁舎は47水害のときにできたものですから昭和47年、今年がまさにちょうど満50年、50歳という館でございます。それと比較してはいけないかも分かりませんが、同等の構造ということで考えますと、この六日市学園も償却だけの年数で言いますとあと18年で47年、それにプラス3年、21年後におおむねこの吉賀庁舎の本庁舎と同じ状態になるということを考えます。今、まさにこの状態で使えておりますし、耐震も双方がやっているということで考えますと、まだまだ相当長い年月、この建屋のほうは、六日市学園のほうは使用できるというような判断もできますので、それに加えて今回、現況に近い形で補修等をしていただいている。まだ施工中の部分もございますが、そうしたことでありますので安心・安全に使用できる施設というふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 2番、村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） せっかく今の鉄骨・鉄筋コンクリート造についての法定耐用年数の補足の御説明がございましたので、図書館につきましては、これがちょっとどちらか不明ではございますが、金属造——鉄骨造です、鉄骨造の肉厚が3ミリから4ミリ以下で耐用年数27年、これであれば過ぎております。金属造の肉厚が4ミリを超えるものであれば34年、あと5年という形になりますので、せっかく答弁頂きましたので、その御認識もしておいていただいたらと思っております。

改めて最後の質問になります。7月でしたか、この決断を無償貸与を受けて地域再生推進法人というものを申請して、そこに貸与されるということを決められました。私は地域再生推進法人に関しましては、本当にやっぱり地域と民間と、そして行政がタッグを組んでしっかりと吉賀町という地域を再生していくということは、とても共感できるものでありますし、協力できるもの

であると考えております。

ですが、この古い建物を無償で預かれる、その中での安心・安全というのが保たれるのかという不安がまだまだございますが、このことを決められた町長の責任というのは、本当に重大なことでありますし、これからも責任をしっかりと負っていただければいけないことだと思っております。その決意をしっかりと持っていて、今後、来年度していただくことを願っております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 昨年の夏に方針転換をさせていただいて、もともとの解体撤去、更地の部分からいろいろな大きな要素が3つありましたということで方針転換をさせていただきました。本当に重たい決断をさせていただいたということ、これは今なお思っております。それから9月の議会では、ああして慎重な判断をするようにということの決議もいただきました。そのことを踏まえて慎重審議、今、事務を進めてきましたし、いよいよ手続きはおおむね終わって、現場のほうもみなし法人様のほうから最終的な補修等をしていただいた上で譲渡を受ける。その上は今度は、地域再生推進法人さんに内定しておられる法人様のほうと契約をして、いよいよ新年度がスタートする、こういうことになります。この思いを当然のことでございますが、しっかり肝に銘じてこれを成功させなければならないかというふうに思います。

申し上げましたように、今回のこの地域再生推進法人での公共施設の管理というのは、当町はもちろん初めてのことでございますし、これまで私どもが勉強した中でも中国管内では、今、鳥取県に1つ、岡山県に1つ、広島県1つ、広島県のはお隣の安芸太田町でございますが、中国管内では3つしかありません。島根県で初めての取り組みということで、県のほうも注目をさせていただいておりますし、いろいろな形でソフト面、あるいは支援制度等で御教授をいただいているところでございますので、そうしたところとしっかり連携をしながら取り組みをしていきたいと思っております。

もう一つ、今日の段階でお伝えをしておきたいのは、後ほどほかの議員のほうからもお話が、通告がありますので、そこでお伝えをするのが本意かと思っておりますが、企業版ふるさと納税のことでございますが、先般の全協の段階では、今、公表できる情報はありませんということで申し上げました。今現在、今日現在でいうと実績はございませんが、その後、うれしいニュースといいますか、ある企業のほうから今回のその趣旨に賛同していただいて、今、約120万円というふうにお聞きしておりますが、そうした企業版ふるさと納税を納付したいという申出があったということでございます。

私といたしましては本当にうれしい限りでございまして、これを一つの呼び水としてというところ大変この企業様に対しては失礼な話なんですけど、こうしたことをやはりトップマネジメントも含

めてトップセールスも含めて継続してやっていきたい。

ふるさと納税の件につきましては、これは個人版も含めてこれまでの審議の中でたくさん御意見も頂いておりますので、個人版、企業版に限らず、ふるさと納税でしっかりこの町を応援していただけるように、とりわけ今回の六日市学園のことでいえば、しっかり施設の運営についてお力添えを頂くように、引き続き頑張ってもらいたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（安永 友行君） 村上議員。

○議員（2番 村上 定陽君） 今、ふるさと納税のこともお聞きしましたが、ふるさと納税のことに関しましては同僚議員の質問にもあるようでございますので、私はここまでとさせていただきます。

私の質問は、以上です。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、2番目の通告者、2番、村上議員の質問は終わりました。

ここで5分間休憩します。

午前11時10分休憩

.....
午前11時17分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

3番目の通告者、6番、松蔭議員の発言を許します。6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） それでは、2点ほど通告してあります。

まず、再生可能エネルギー資源を使った発電所を作られる計画はあるかないかということで、再生エネルギーというのは、御存じとは思いますが、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他自然界に存在する熱バイオマスを法令で定義しています。法令というのは、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料を有効に利用する、利用の促進に関する施行令です。法律ではありません。ということで、そういう発電所を作られるか。計画、意思、それがありますかどうかを聞きます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは松蔭議員の1点目でございますが、再生可能エネルギー資源を使った発電所を作る計画はということについて、お答えをしたいと思います。

まず、再生可能エネルギー資源を使った発電所を作る計画につきましては、吉賀町において、現時点においては無いということを冒頭申し上げておきたいと思っております。一方、こうした件につきましては以前にも内容を報告させていただいたことがございますが、水力の話でございます。島根県が過去におきまして、水力発電の可能性があるとされる場所につきまして検討を行った

ことがございます。平成24年度に島根県が、県下全域で発電の可能性について調査を行いました。吉賀町内におきましては可能性がありそうな場所、7か所について現地確認をしていただいたところがございます。その中で、地形や水量などから可能性が高いと思われる町内2か所につきまして、より踏み込んだ検討を行いました。

まず1つ目、1か所目といたしましては、高尻川から取水して真田に発電施設を設置する案。2つ目につきましては、柿木、椈谷の古江堂川から取水して中河内に発電施設を設置する案について。こうしたこと、この2か所について整備費やランニングコスト等について試算をし、評価を行っていただいたということでございます。

試算の結果でございますが、20年間の稼働期間について、2か所どちらにおきましても発電原価が売電単価を上回るということございまして、結果的には不適の報告を受けたところがございます。なお、この検討には砂防施設等の許可や水利権者等との調整は含まれておりませんので、その旨を申し添えておきたいと思っております。

そうしたことではございますが、再生可能エネルギーの活用は当然、現在のこの流れでございますので、今後ともその可能性については注視していきたいということでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 今、町長は現時点ではと、これは以前にも聞いたことがありますし、それから水力について調査したというのを聞きました。それで、それはコスト面ということと思うんですが、地産地消というのがよく言われます。ここで作ってここで消費する。これはものだけではなしに、これを発電もそういう考えではどうかということで、提案ということなんです。民間の方にも、実際そういう、自分のところで発電というのをいろいろ考えておられる方が、かなりいらっしゃいます。それで今、小さいものでありますが、例の棚田の発電どころかな、そこは150ワットの発電をやっておられる。150ワットといたれば大きな動力は使えませんが、聞くところによりますと、例えば災害時にスマートフォンなどの充電をするとか、そういうことはできる。それで、今町長おっしゃったように、大がかりなということになるとなかなか難しい。まず、河川を利用するということになると、国のほうがやかましい。やかましいと言っちゃいけません、簡単にはできないということなんです、小さな規模の、本当に、個人というか、1つの家庭か2つぐらいができるような発電、これでしたら谷川の水、谷の場合は管理は町がやるかと思いますが、国とか県ではなしに。その水を利用した発電、これでしたら今のように棚田発電所ぐらいのものはなんぼかできます。それで、もちろん今の民間の方が考えておられる、これはなかなか専門家の方ですが、川なら川で流れを利用した、水車もですが、水車もいろいろありまして、長く螺旋状にしたやつなんかもあるんですが、それを川の中にぽっと埋めたら発電できる。それも数ワットじゃなし数十キロワット、場合によっては1キロも2キロも、そう

いうふうなことも可能であるという計算もされている方がいらっしゃいます。これはまた川を利用するので、国土交通省あたりがどう言うか分かりませんが、それはともかく、そういう発電を考えて、それで個人でそういうことを、もしやれるとしたらそういうふうに、何らかの形で支援をされる考えはありますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 再生可能エネルギーといいますか、それのとりわけ電力、地産地消というのは以前から言われておりまして、かきのきすいでんくんが、これは地産地消という作りではないですが、仮にあそこを全部、一般家庭を賄えるということで、600世帯か660世帯というのは記憶しておりますけど、おおむね連坦地が全てだろうと思いますけど、これだけのものがやはりあるわけです。ですから、公共施設で使って地元で消費するとか、そうしたことはやっぱり考えていかなければならないかなと思っています。

それから、柿木の小水力で言いますと、以前から私も言っておりまして、興味があったのは、川に向けて放水をするときに、もう一回発電できないかなというのは前々から思っておりまして、前々からいろいろなところへ担当のほうから照会をかけさせていただきまして、先般もとあるところへ照会をかけました。なかなか構造的に難しいようです。やはり川との水位の関係であったり、そもそも施設自体の構造のことであったり、一番効率的な方法をして投資に対しての回収が50年ぐらいかかるというようなことですから、少しこれは難しいかなというふうに今考えています。でも、そうしたことを諦めることなく、何かのものをやっぱり追求していく、まずそうした姿勢が必要だろうと思います。

棚田のお話もありました。私もあそこを何回も現地に行って勉強させていただきましたが、あそこで発電したものが加工所で使っておられますよね。ですから今、御紹介があったように、あそこの照明であったり、それから万が一のときのそうした充電であったりというのは当然可能でございますので、いろいろなことをやはり巡らしていく必要があると思いますし。

それから、可能性としてあるのは、特に田んぼのほうへ水を水路で引っ張りますけど、そこへ昔、うちの家庭もありましたが、芋を洗うようなこの水車式のもの、そうしたその程度の発電機を回すれば、例えば農業倉庫の電力であったり街灯であったり、そうしたことが自前で賄えるということに考えますと、非常にまだまだ用途とすればあると思います。

それから、個人でそうしたことを仮にやれば、資金の支援はという話だろうと思いますが。これは、今の段階で制度設計してみますということにはちょっと答弁はできませんけど、そうしたことに挑戦してみたい、やってみたいということがまた出てくれば、これはやはりそうした需要が地元であるということでございます。また、今の再生可能エネルギー、SDGsの時代でもございますので、そうした制度設計については検討していく余地はあろうかと思っています。

高津川てらすさんが今、六日市学園で推進法人という話もございますが、その事業の中にもやはりそうした小水力、本当、身近でできる小水力についても、検討していくというようなメニューもあるわけございまして、いろいろなことを今皆さんが本当に考えていただいていますから、また機をとらえて今、御提案のあった財政支援については検討させていただきたいなというふうに考えております。

以上であります。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 町長、今のところそういう、民間でやることについての支援というのは今のところないということですが、今からひとつ考慮していただいて、といいますのは、民間でやればほんのミニミニ発電です。それでも1キロぐらいのことができると思います。一般家庭で、一般的には3キロあればまあまあ十分と言える電力量ですが、3キロだとちょっと大がかりになるんですけど、それで今、日原の発電所があります、このたびできたバイオマスの。ああいう考えも、これはまた大がかりになるんですが、あのバイオマスは元役場の職員であられた久保さんという方が、ずっと職員の時代からもうずっと言ってきた、要するに山の木を利用して発電をするんだと。これはもう化石燃料を使うのとは別でCO₂、炭酸ガスは出ないと、出ても循環するから、化石燃料を使うようなものではないという信念でやっておられてきたわけですが。そういうことで、今水力だけじゃなしに、さっき申しましたように太陽光、風力、水力、地熱、ここは地熱は無理かと思うんです、火山がないから。大気中の熱、この移動する、バイオマス、バイオマスには木や草がありますけど、それを発酵したメタンガスなんかも十分エネルギー源になると思うんです。その辺を多角的に、多方面からいろいろ皆さんが研究なり思いをされると思うんですが、その中に一つでも実現するということになる、やっぱり金がかかりますから。もちろん自家発電になるんですけど、いろいろな法的な障害があると思うんです。まず電気事業法なんかだと、これかなり資格がいたりするんですが、ただこれもちょっと忘れちゃったけど、何キロワットまではいいというふうな形で、そんなやついっぱい作ったら、まとめたら何キロワットぐらいになる。

それで、私ちょっと提案なんです、どこか大がかりな、大がかりではなくても先ほどの棚田ではないんですけど、ああいうところで、ちょっと辺鄙な、各家庭に配るわけにはいきませんから、蓄電池をそこで蓄電して持って帰って、それで例えば照明なり蓄電池の電気、これは直流ですがそれを交流変換して、それと照明のLED、これは直流でなければつかない。だからちょうどいいかと思うんです。それが3ボルト以上だったら十分、この一つぐらいはできる。そういうこともありますから、もしそういうシステムを考える個人があったときにでも、何かの形の支援ができるかどうか、ちょっともう一遍それをひとつお願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 現時点においてはその考えには至っておりません。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） そうはつきり言われるとちょっと言うことがないんですが、現時点ではということで、先ほど申し上げたように将来的にも、これやっぱり物事は夢を持たにゃいけん。夢を追ってそれを実現する。それが世の中の発展につながる。

私は小さい頃に漫画で鉄腕アトムというのが、手塚治虫先生の。これアトムがいろいろな、100万馬力がどうか分らんけど、エネルギーは原子力というふうなことになっておりましたが、その手塚治虫先生が考えたことが今だんだん実現している。あれは夢だったんです。携帯電話なんか全然私は考えたこともない。それが今は誰もが使っている、スマートフォンですか、携帯電話でいいですね。だからそういう夢を持ってそれを実現する。これが世の中の発展になる、便利になる。ということなんで、そういうことも、町長ひとつ、今はないと言われてぱっと終わったんじゃないしに、その辺もちょっと考えて。要するに、これは教育委員会のほうになるかも分かりませんが、夢を持つ、そういう、これを支援しろということも無理かも分かりませんが、これは一つの提案です。発電については、田んぼ、稲を植えた田んぼからそこへ電気をやって発電する方法もある、これは僅かですけどこれも。それから振動発電と、歩いたら振動で発電する、これ実用化されております。そういうこともありますので、可能性がある夢を持ってそれを実現するというふうな、何かの支援策、支援するお考えです。今策はないと言われるんで、そういう本当に夢のようなことだからということと言われるか、いやそれは、ということと言われるか、ちょっと一言それを。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まちづくりは、本当夢を持たないと駄目だというのは重々承知しております。夢は夢として持ってとは言いながら、現実には本当に重たい大変な問題がたくさん目の前にあるので、なかなか今、私の思考としては遠くを見て将来の夢をということには、語るような情勢でもございませんが、しかし総合戦略とかまちづくり計画とか、現にあるわけでございますので、将来この町を担っていただけるような子どもたちのためにも、その夢が実現できるようなことは考えていかなければならないなというふうに思っております。

少しお話にもありました、お話を聞きながら思ったのは、私が小学校の頃でございます。1970年、大阪万博が行われました。そのときにパビリオン、私は現地に行く経済的な余裕が家庭にもなかったですから、テレビで見たのを覚えていますけど。本当にあのときに各パビリオンであったものが、もう現実問題として今、日常生活の中でかなり使われております。そうすると数十年の間でこれだけ変わったということは、数十年後、まだそれが短縮して半分、3分の

1とか、かなりスピード感を上げて開発がされるんだと思いますから、あまり何十年先というよりも、例えば5年10年先を見据えて、やはり施策なり考えていかなければならないと思いますから、本当に時代の流れは速うございますから、そうしたことも踏まえれば、先ほど来、お話がありますような将来の夢を実現するための財政支援というのは、現時点ではありませんけど、そうした機運が出てくれば当然検討の余地はあるということで御理解をいただきたいと思います。現段階では、それ以上の明快な回答は出ないと思います。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 多分、明快な回答はございませんということだと思いますが、とにかく町長、まだ若いから、若いですよそれは、私から見たら。将来のやっぱり夢を語られて、それを実現するよというのをやられたら、町民も、トップがそういうふうな考え方ということで明るくなるんじゃないかと思いますので、その辺をひとつ。

次に、2点目の公民館についてということでございますが、これ教育長にお願いします。公民館の仕事、役割を詳しく説明くださいということに通告であるんですけど、それと先ほどちょっとあったんですが、主事の2人体制ということで、その役割はちょっと言われたんで、またダブるかと思うんですが。公民館の仕事ということは、少しは分かるような気がするんですが、その辺どういうものかというのを改めて聞きます。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） それでは公民館の役割と公民館職員の仕事についてお答えいたします。

ですが、そのためにはまず公民館設置の目的について少し法的なところからお話を始めさせていただきます。

社会教育法第20条において、市町村その他一定区域内の住民のために実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、この純化という言葉がちょっと難しいんですけども、いろいろ調べてみたんですが、素直に感動する美しい心を育むことだというようなことです。情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというふうに、社会教育法には定められております。またそのために、その目的を達成するために、吉賀町では公民館条例、公民館条例施行規則において必要な事項を定めております。全国に設置されている公民館数は約1万4,000館に及んでおります。小学校の校数が約2万、中学校の校数が約1万、同じ社会教育施設である図書館の数が約3,300ですので、この1万4,000という数、公民館がいかに地域に密着した施設であるかということがお分かりいただけるかと思えます。

さて、公民館の仕事は、まとめて申しますと、公民館の教育事業を計画することや住民グループや団体活動への支援等を行い、地域の学びが盛んになり地域づくりにつながる動きを作り出し

ていくことなどであります。

具体的に申し上げますと、まず1つ目、事業の企画実施でございます。公民館が主催する学習活動、講演会などの企画を立てて実施をいたします。

2つ目、情報の収集・提供でございます。学習者、グループに合った学習情報の収集・提供や地域の情報を収集し、住民の皆様提供できるよう整理し発信いたします。

3つ目、人や団体などの調整・連携でございます。住民と住民、行政と住民、学校と住民、諸機関などとの連携を行い、地域活動や教育活動のコーディネーターとしての役割を果たします。

4つ目、グループや団体への支援、環境の醸成。地域のグループ、団体の活動や運営が円滑に行われるよう公民館施設の貸し出しを含め、要請に応じて必要な情報提供を行ったり、相談に応じたりしながら地域の学習活動や地域活動が盛んになるようにします。

5つ目、公民館施設の貸し出しや維持管理でございます。施設利用者が快適に便利に利用できるよう、施設の維持管理を行います。

以上、具体的なものでございましたけれども、先ほど11番議員の御質問にもございましたが、公民館のあり方検討会での報告では、公民館の役割は人づくりを総括した言葉として「住民自治の力を高める・伸ばす」としております。そして吉賀町の目指す姿、つまり地域づくりを総括した言葉として、「自立した人たちによる持続可能な地域」としております。

続きまして、公民館主事2人体制について、その必要性、求められる役割についてお答えいたします。

先ほども申しましたけれども、11番議員の一般質問にも同様の内容がございましたので、重なる部分はあることをお断りした上で答弁させていただきます。

令和2年1月の公民館あり方検討会の報告書において、公民館から上がった課題、地域から上がった課題を先ほど6点、簡潔に申しましたが、これを少しまとめて3点ほど述べさせていただきます。

まず1点目、公民館での学びがきちんとした学びになっておらず、また事業計画や振り返りの時間が取りにくい。つまり時間が不足しているというふうな問題がございます。

2つ目、参加する人は参加するけれども参加しない人は参加しない、また参加しようと思ってもできない人もいないのではないか。つまり公民館で待っていても始まらないというようなところがあるのではないかということでございます。

3点目、住民一人一人はつながりを持ちたいと思ってもつながりができないと。つながり直しを演出していかなければならないのではないか、ということでございます。

先ほどの答弁からは少し踏み込んでおりますけれども、状況、課題については同じでございます。この課題を解決する方策の柱の一つとして、公民館主事を2人体制にして公民館体制を強化

を図ったという次第でございます。まず公民館長と主事1人という今までの体制では、しっかりとした学びが保証できていないのではないかとことです。先ほど申しましたけれども、もちろん館長の方針であるとか、主事のアイデア、また公民館運営委員会の意見などを反映した新しい取り組みも進めつつあるのですが、どうしても恒例の行事や活動が主となる傾向がございます。その学びの目的や内容その効果について分析し、人づくりのためのよりよい学びを推進するためには、専門的な知識や力量を持った新たな人、例えば社会教育士の称号を持った人が必要になるというふうなことでございます。

また、どうしても公民館で「集う、学ぶ、結ぶ」という場合が多くなり、公民館を訪れない人、少し敷居が高いと思われる方は初めから対象外というふうなことになってしまいます。公民館という場所を飛び出して、アウトドア志向というふうなことがございますが、そういうところで仕掛けをつくっていく必要があります。そのためには公民館主事2人体制というのがぜひとも必要だというふうに考えている次第でございます。さらには現在コロナ禍ということもあり、地域の方たちのコミュニケーションの場が少なくなっており、つながりも希薄になってきています。地域住民の皆様の生の声を伺い、住民同士のつながりを再生するためにも、例えば蔵木公民館、軽トラハウス移動カフェの取り組みがございますけれども、2人体制は必要になってくると考えております。半日勤務の館長1名と1日7時間、月18日勤務の主事1名の2人体制ではできるとに限りがございます。館長1名、主事2名の3名体制だと活動できる場を分けるワークシェアリングということもできますし、3名が一緒になればプラスアルファのマンパワーのパワーアップもできると期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 公民館の目的とか役割というのは分かりました。分かりましたというか、私もちょっと、広辞苑で調べてみたんですが、教育長がおっしゃるとおりのことで、大変高尚なことと思いますが。それで、公民館の歴史は戦前、戦前というところとちょっと今頃あまり流行らない言葉ですが、1945年の終戦以前からあったと思うんですが、それから後は新憲法で国民主権ということで、それまでは恐らく公民館長というのは名誉職で、名士の方が、その地方の、なっておられたような。国からのいろいろな考え方を、押し付けとったんかな。戦後はそうではなかった。それがかなり民主的になったと思うんです。その問題は、それだけ歴史が古い公民館をなかなか住民方が、まだはっきり理解されていないんじゃないかと。そういうことを言う失礼なんです、それで先ほど教育長が言われたように、主事2人のうち役割分担を、はっきり言って1人はアウトドアで仕事をする、1人はインドア、そういうふうな考えでいいのか。それでその館長は館長の仕事がある。そういうはっきりした、出ていく公民館、家の中で待って仕

事をすると。そういう考えでよろしゅうございますか。ちょっとその辺をはっきり、この2人のうち1人はこうするんだ、1人はそう、それでアウトドアかインドアか、仕事が。ちょっとその辺ひとつははっきり言ってください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 先ほど、公民館主事2人体制になって、アウトドア志向でというふうなことで答弁をさせていただきました。1人が必ず公民館にいて、1人は外へ出て、館長はどちらになるかというふうなところはございますけども、というふうに2人が別々のというふうなところのお考えもあるかと思っておりますけども、やはりこれは公民館の実態、地域の実態によるかと思っておりますので、そのあたりは各公民館、館長の方針であるとか地域や住民の皆様の御要望にお答えしながらというところですので、いつも2人で手分けをして、各役割を分担してというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 役割分担という、その考え方をある程度ははっきりしないと、ちょっとまずいんじゃないかと私は思うんです。というのがその、やったやったで大体、失礼な言い方だけど、お役人さんというのはやったやったで形だけ、形だけで終わっちゃう傾向が強いような気がします。それで、先ほども申しましたが、町民の方がやっぱり公民館は、これはいいなというような形のものでないと、ぜひその辺のPRも、要するに宣伝活動も、そのほうにも力を入れてもらって。今、2人体制というのは今から始まることなんで、なんかそういうふうな、何でも宣伝をしないと皆さんよく分からない。だから公民館はもう私は関係ないやというふうに、皆さんが公民館を必要とするような形にしていかないと、この社会教育法ですか、これに反することになるし、それで考え方は、もう一個だけ聞きますが、時間がないから。要するに指導、先ほどの社会教育、これは社会生活の意義を体得して、それをよりよく実践するために必要な知識、態度を習得させると書いてある、させるというのは住民に対しての言い方だろうと思うんだけど、を目的としていると。要するに上から目線でやるのか、下から住民のほうから盛り上げるのか、その両方を一緒に混ぜたような形になるのか、考え方をちょっと、もう一度お聞かせください。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 上から目線というのは絶対にございませぬ。まずは少なくとも住民の方とは対等に、あまりへり下ってもいけませんし、本当に住民の方の御要望を聞きながら努めてまいりたいと思います。

今現在、少しさっきのほうの分に戻りますけど、公民館主事2人体制になりまして、一昨年の11月に1名、それから昨年の5月に1名、それから昨年の9月に3名というふうなことで、主

事2人体制になっておまして、この2人体制になってからまだ期間が十分にたっていない、それからまだまだ教育委員会の事務局内部でも公民館との連携を取りながら、本当に共通してここだけはやっていこうという部分と、それから各公民館の実態、地域の実態に応じてこういうふうにしていこうという、まだ十分には定まっていないというところでございます。そのときに、こちらの考えもしっかりしながら、やはり住民の皆様いろいろな御意見を伺いながらというところで、特に上から目線ということは全くございませんので、いろいろな御希望を伺いながらやっていくというところで、柔軟に今、考えながら体制対応をさせていただくというふうにさせていただいております。まだすぐに、令和5年度のこの時点までにきちっとこういうふうにするというところまでは、まだ定まっておりませんが、何とか令和5年度中にはそのあり方である各公民館の考え方であるとか、教育委員会の考えはある程度はしておるので、そのあたりはきちっとして、住民の方に先ほども申しましたけど、アピール不足というところはございますので、しっかりと町広報なりでしっかりと住民の皆様にお伝えをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 先般、各公民館長さん、今4人だったかな。大体5人でしょうが、その方々と話をする中で、公民館長は、主事2人体制は私たちが望んだものではないというふうな発言があったんです。それはどういうことかよく分からんですが、要するに公民館内部で十分いろいろな協議なり、されてきた結果ですか、それとも今からそういうふうになれるということですか。そうしないと、これ公民館というのはいわば指導機関ですから。その中がうまくやっていないとどういう指導もできない。その辺どうお考えですか。

○議長（安永 友行君） 中田教育長。

○教育長（中田 敦君） 各公民館について、公民館長のお考えはそれぞれ私的な部分とか公的な部分がありますので、今、教育委員会、私の立場は中央公民館長ということでございます。中央公民館としての公民館長、それから中央公民館としての事務局、主事が何名かいるというふうな形になりますけど、そこ各公民館館長、それから主事2人、そのところをしっかりと連携を取りながらやって、今進めつつあります。まだ御理解いただけてないというところではないですので、御理解、完全にとは申しませんが、ほぼ理解していただけて進めつつあるというふうには私は認識をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 6番、松蔭議員。

○議員（6番 松蔭 茂君） 時間も時間なんで、この辺で終わろうかと思うんですが、先ほど今日の質問について町長なり教育長、また議会で、よくよく私なりに研究して質問しようと思っております。よろしく。

終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、3番目の通告者、6番、松蔭議員の質問は終わりました。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午後0時00分休憩

.....

午後1時01分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、午後の会議、一般質問を行います。

4番目の通告者、5番、河村由美子議員の発言を許します。5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 私は、2点通告してございます。まず1点目なんですけども、旧学園の活用についてということなんですけども、企業からの支援を受けながら新しい公共の場として活用すると、無償貸付けをして。

この前、1月16日だったんですか、公募型プロポーザル方式で募集の受付をしたと思うんですけども、25日まで。30日が締め切りとなっておりますが、結果として1社のみという報告でございましたが、事業者の企画提案の具体性は、この町にとって持続可能性といいますか、それでもって、発展的立案に対して町として共鳴できた未来性というものはどういった理由で、最終的には高津川てらすが契約したということなんですけども、最優秀として評価をしたとあったんですけども、その評価というのはどういったことが理由でしょうか。

それと、昨年12月から企業版ふるさと納税を募集する計画をしておりましたが、今月まで、金額はどのくらいでしょうかというお尋ねの中で、先ほどの質問の中で1社120万円というような話がありましたが、これは決定的ではないということもありましたけども。もっともっと申出というか、申込みといいますか、そういうことがたくさん来ておるのかどうか。その2点、お願いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、河村由美子議員、1点目でございますが、旧学園活用についてお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、公募についてでございます。

2月の24日に開催されました議会全員協議会で御説明させていただきましたが、2月の6日までに提出されました企画提案書につきまして、2月13日にプレゼンテーションとヒアリングの審査を行ったと。その後、各審査委員が評価項目ごとに加点、採点された、配点された点数の中で審査を行ったということでございます。

点数等につきましては、全員協議会のほうでも報告をさせていただきましたが、改めて申し上げますと、その審査の結果、一般社団法人高津川てらすにおかれましては、出席をいたしました

全審査委員9名の合計点が満点である1,350点に対し810点、1人当たりの平均で申し上げますと、満点の150点に対しまして得点率が60%に相当する90点という状況でありましたので、要求水準を満たしていると判断し、最優秀提案者と判断したところでございます。

審査に当たりましては、地域再生推進法人の安定的かつ継続的な事業運営の基盤が確立していることが重要であります。かつ、行政を補完する立場で地域再生事業に取り組む組織であるために、事業の推進には高い公益性が求められること等を中心に審査を行っております。9人の審査委員でございまして、それぞれがそれぞれの立場で審査に当たって、配点、得点を見極めたということでございます。

指定管理と同じで、今回のも、公募した企画提案書については原則非公開ということになっておりますので、私の口からその内容について事細かに御説明するというにはちょっとできないというのが私も残念なんですけど、それぞれの審査委員がその要求水準に対してどのような考えで行ったということは、これは点数で表明するわけですから、その一々の報告は受けておりませんが、我々が求めております新しい公共の場の創設に向けて、相応の評価をされたというふうを考えているところでございます。

それから、後段の企業版ふるさと納税についてでございます。

今日、先刻のほかの議員のところでも申し上げたとおりでございますが、本日現在での納付実績はございません。

ただ、近況、1点御報告させていただきますと、先日、ある企業のほうから、企業版ふるさと納税の意向の打診がございました。現在、先方様とは調整中ではございますが、納税額については120万円というふう聞いておりまして、非常にありがたく思っております。これを契機に活動の理解がますます広がり、納税につながることを期待しております。

もちろん、担当者含め、私のほうからも、トップセールスをしながら積極的にこのことに取り組んでまいりたいと思います。私も、行政報告の中で申し上げましたが、可能な限り、これまで包括連携協定を締結させていただいております企業様であったり、そうしたところへ出向かせていただきました。大阪、広島、それから県内もそうでございますし、東京のほうへ出かけた際には、これまで吉賀町と関わりを持っていただいております企業さんのほうにも直接お話をさせていただいたりということで、そうした活動の中で今回、まだ1社なんですけど、そうした朗報が届いたということでございます。

それ以外、私が直接出向いてお願いをさせていただいた企業の中でも、金額の提示こそ今のところございませんが、非常に前向きに考えていただいている企業も数社あるようでございますので、我々といたしましては、引き続き打診をさせていただきながら、実績を上げていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） ヒアリングの結果、検討してということですが、比較検討もないような気がします、1社しかいないんですから。

そうした中で、要求水準に達したということではありますが、その公開もないわけですから、我々にはどこがどうだったのかなというのが不透明でありまして、よく分かりませんが。

私は、これをする以前に、今年の7月だったと思うんですが、今、地域アドバイザーの吉長先生、その方が来られて、この議場でそのときに4社ほど、学園を利活用して吉賀町をこういうふうにするんだというようなことで、4社、インスマートとかアクト中食、合人社とか、もう一社は名前が出されんということでしたが、39億円とか170億円とか450億円ぐらいの年商を取り扱う会社が非常に興味を持って、有機農業ということなどをやると、協力するよというような前向きな姿勢があるというお話だったんです。

それで、そのときに私が質問したのは、有機をやる、でもそういう土壌が——まあ、昔は、柿木で300人からの有機農業をされた方がおられて、今現在進行形の中で本当わずか20人いないというような感じに年々減ってきて、有機野菜を作る農法というのは、非常にコストもかかりますし、労力もかかるということで、今、なかなかやり手が少ないというようなこともあって、現状は厳しいだろうと思うんです。

そのとき、田んぼや畑はあっても、担い手がいないのはどうするのかという私の質問では、そのとき吉長アドバイザーさんが言われるには、よそからIターンとか何とかどんどん入れてやればいいというような、簡単そうな話だったから、それは、うまいこと行けば、なかなかいいことになるのかなという期待をしたわけなんですけども。

それがどんどん行くうちにちょっと様相が変わりまして、結局1,075人の——町民でいう17%ですよ——その方たちが、再考してくださいと、あのものを有効利用してほしいという要望書が出されて、町長も方向転換されたわけですよ。それで、それはそのときのお考えだったかと思うんですけども。

それから後にどんどん進展してきて、高津川てらすという一般社団法人が、地元の方がおられて創設された中で、事業内容というのを、議会に11月24日に出されたのを見ますと、実施事業として6事業やるんですよね。それで、町からの受託事業を3項目ということで一般社団法人の事業計画で出されたわけです。

そして、このたび町のほうが当初予算を出された中で、主な財源というんで、これ、総務省から特別交付税が措置されるんだと思うんですけども1,335万円、これを使って、先ほどの地域再生法人に、候補が1社だったけども、1社選んだ高津川てらすというのに、今後、事業を継承するというこの中でこのたびの新年度予算の中でこういう予算がついたと。

その予算の内訳を聞きますと、集落支援者を3名導入して、1人が445万円、それで3人分で1,335万円というものが入ってくるわけですが、それはそれとしまして、一般社団法人が、地域再生法人になられたわけですから、9つの事業と、ここに、主に事業内容というのは、再生法人のほうはメディカルフィットネスと農業関連と、非常にくくりが大きいんですが、環境・エネルギー・文化・教育の4事業をやるということになっていますよね。そうすると、集落支援の人の3名と一般社団法人高津川てらすの方が、9事業やるのが、一緒になってやれるのは、そりゃ、それでいいのかもしれませんが。

実際問題、よくよく見ると、非常に、なんと悠長なというか。事業が、普通は立ち上げたらできるだけ早く、3か月分以内ぐらいに事業展開して何とかかんとかしますよね。ところが、この分の契約というか、書いてあるのを見ると、1年間で事業を円滑に行くような段取りをすればいいというか、そういうふうなことが書いてあったような気がします、1年もかけて事業化を目指すというのはえらいゆうな、と思うんですけども。

その辺で、この1,335万円につきましては、再生法人というものを認可した総務省のほうで、今期に限らず、事業展開見ながらでもあると思うんです。途中で頓挫したら出るわけありませんから、しばらく二、三年は出てくるんかと思えますけども。

ただ、それだけだったら事業展開ができないと思うんです。これ、人件費に消えるわけでしょう。そうすると、何か事業をするんでも、いろんな資本金といいますか、要るんですよ。ですから、いろんなことを勘案したときに、先ほど言いました吉長アドバイザーが年商の取引高が大きい会社に関心を持っていると言うから、私は当初から、その人たちが多額な、4社おれば2,500万円ずつ出しても1億円ぐらいの資本金を積んで、ここで事業するのかなというふうに期待していたんですが、全然方向が違ったような気がします。

その辺で非常に、何もかもけなしたらいけないということではなくて、こうしてやらざるを得なくなってきたような方向ですが、やはり税金の無駄遣いということも考えながらやってもらわないと、この事業の発展性はないというふうに思っているんですが、その辺のところを町長、予算書のことと、町からの持ち出しで事業の内容をどうこうするということがあるのかなのかをお示しくください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず、昨年、吉長アドバイザーがこちらのほうへお出掛けを頂いて、お話をさせていただいたところでございますが、実際、広島の実業3社、それから首都圏ということで、これは企業のお名前の公表ございませんで、4社が非常に関心を持っておられる。

これは、方針転換したときに私もそのとき申し上げましたが、非常に、そうしたつくりで地域づくりをやっていくというそのもの自体にまず関心を持っていただいたということにして、その

4社とは引き続き協議を続けております。先般、全員協議会でも落合のほうで申し上げたと思いますが、関係性を当然持ちながら協議を進めているところでございます。どういった形で、それぞれの企業の特色がございますから、いわゆる学園の旧校舎あるいは図書館を使用して、どうした連携の仕方があるんだということを引き続き協議をしているところでございます。

有機のお話もございましたが、確かに担い手を、ほかの議員さんからも通告ありますけど、UIターンで外から人材を求めるといってもありますが、逆に、この地域の中で、町内で担い手であったり生産者の方を育てて、そこでまた有機農業を展開していただくということは可能でございますので、そうしたことをまた協議をさせていただきたいと思っておりますし、それから企業からの応援は、決して企業版ふるさと納税だけじゃなくて、つくりとしては人材派遣をしていただくということもあるわけです。そうしたことも、今、引き続き協議をしているということもありまして、そういうふうになれば、財政的でなくても、人的な部分で御支援をしていただけるという手法もありますので、総体的に、今、お話を続けてさせていただいているところでございます。

それから、高津川でらす、今回、審査会で要求基準点に到達したというお話の中で、1社だけで、比較するものがないというお話でしたが、出た企業それぞれ比較をするんじゃないで、仮に複数であれば、この企業は何点、それぞれで個別に審査を行うという方式ですので、複数がある中で比較ということではなくて、それぞれ点数をつけて、結果的に要求基準点以上で高得点の方が最優秀提案者と、こういったつくりでございますので、そのところは少し説明を加えさせていただきたいと思っております。

それから、特別交付税で今回1,335万円を予算措置をするということで、これは先般の質疑の中でもございましたが、1人445万円で集落支援員、これを3名分ということでございます。特別交付税でございますから、国から頂いた財源をそのまま吉賀町の予算を経由して、今度は地域再生推進法人のほうへお金をお届けをすると、こういったスタイルになりますから、一般財源の持ち足しは結果的にはゼロということになります。

集落支援員の1人当たり445万円を、これ、全額人件費に充てないといけないかというところじゃなくて、この前もお話があったように、事務所経費であったり、一般的な費用に充てることも当然可能でございますので、幾らか、1人当たり445万円のうち、人件費の残り部分を運営の経費に回すことができるということでございます。

それから、入ってくる財源とすれば、あとは隣にあります交流センター、今回あそこを、少し用途を変えて吉賀高校のみなし寮をやりますけど、これ、町営施設でございますから、そちらのほうの、当然、逆を言うと、今度は推進法人の方が頂かないといけない、浄化槽の経費を。そうした財源であったり、当然、今回、企画提案書の中でも自主事業で収益を上げようということも

ありますので、そうしたものを財源にしながら、来年度以降、行っていくと、こういうようなことでございます。

方針転換をさせていただいたときも申し上げましたが、いろいろなことを駆使すれば大幅な財政出動はないということで、ほかの議員のところから大幅な財政出動、金額的にはどうなのかという御質問も以前ありましたが、ここに一定の金額の上限を設けているものではございません。議会のほうで御理解を頂けるような財政出動の範囲というふうに読み取っていただければいいかと思えます。そうした形で、極力、一般財源を使わない形で対応させていただきたい。

今年度、令和5年度はその初年度でもありますので、一般財源の持ち出しは、いわゆる真水の部分の持ち出しはゼロということになっております。その姿勢は、これからも変わるものではございません。皆様方から頂戴する税金等を極力切り下げの中で活用させていただくという姿勢に変わりはありません。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長からいろいろ、るる説明がありますが、いずれにいたしましても、私1人の解釈ばかりでなくて、皆さんもそのような解釈をしておられたと思うんですけども。

新たな事業をするというのは、なかなか難しいところがあると思うんです。まして、ちょっと建物そのものが大き過ぎて、使い道、用途というのも限られてくるといいますか、非常に厳しい面がある。このたび地域再生推進法人と契約に至るわけでしょう、来月、4月に。そうすると、例えば無償貸与、10年間というスパンではありますが、途中でも頓挫するということまで言ったら希望的観測はないんですが、万一があったときにでもですが、10年たった先でもいいんですが、あの建物の解体費用の契約というのはどうなっていくんでしょうか。

その辺が1点と、またよそのことばかり持ち出して申し訳ないんですけど、津和野町と吉賀町の人口の差って約八百二、三十人なんですよ。それで、このたびの新年度、5年度の当初予算が、津和野町は91億7,500万円、吉賀町は76億6,000万円ということは、当初予算の一般会計が10億円違うんです。大げさに言うと11億円違うんです。

その中でも、建設費用というのが、津和野町なんかは14億9,000万円ということは、ざっと15億円。吉賀町は10億円。今、吉賀町も、170件ぐらいでこの前の台風14号のものがちょっと仕事がある程度で、土建屋さんも事業縮小したりあるいは廃業というようなことも、現実——まあ、いろんな諸般の事情はありますよ。ありますけれど、それだけ厳しいということなんです。

ですから、私が申し上げたいのは、少ないお金、第4次総括表見ましても、もう10年先には基金がなくなるというような現状の中で、やはり慎重なる事業を選択していただきたい。発展す

るためには努力も何も惜しまずとは言いながらして、やはりこれを成功させないといけんわけですから。その辺で、何年か前にありました地域商社のような同じ轍を踏まないことということを頭に置いて、どこまでも年度途中で検証して、実際に事業はこう展開していくかどうかというのを、本当、やはりそういうことを検証しながらやらないと、丸投げで、あの人らに任せとるんだから事業はやれるよというような姿勢だったら、初めからやめた方がいいですよ。

ですから、その辺のところ、私ばかりじゃないと思います。住民の方も思っておられると思いますので、その辺をしっかりと頭に刻んで事業を行って、今さらやめよと言っても、町長やめる気もありませんので、そのことをきちっと申し上げておきたいと思いますので。途中できちっと、私が言います。検証してということをお約束をしてください。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 励ましの言葉ということで受け止めたいと思いますけど。

解体費用の件で、これは、これまで議会のほうで、私の思いがそれまでのところで二転三転したところは確かにあるんで、そこは否定をいたしません、解体の費用は皆さんが本当に気にかけておられるところ。

今回、地域再生推進法人と当座のところ10年、それから先刻の議員さんの一般質問の中でも、いわゆる償却資産の関係で47年ということで、少しこの役場の例も挙げながら、まだまだ何十年も使えるというお話をさせていただきました。

ということになると、ひょっとしたら——仮にですよ——今の地域再生推進法人が10年やられて、その次のスパンは違う法人かもしれません。ひょっとしたら、まだまだ細切れになるかもしれません。ですから、そうした事情もありますし、じゃあ、その建屋がいつ本当に使えなくなるか。私は言葉で言いたくないですが、いつ頓挫するか分からない状況ですから。そうしたことはいいですけど。

ですから、もろもろ経済情勢とかあって、今回、本当、初年度の契約をするわけでございますが、その段階で解体撤去の費用をああします、こうしますということは、甲乙で契約を交わすときには非常に難しい問題だと思います。ですから、契約上よくある、契約に定めのないものについては双方協議をします。恐らくそうした条項の中に含まれるんだと思いますけど、そうした解体撤去をしなければならないという、いわゆる情勢が見えてきた段階で、そのときの地域再生推進法人の方と真摯に協議をすることになるのではないかというふうに思っております。これまで議会で答弁したものと変更はございません。そういう、今、姿勢で考えております。

それから、津和野町の例、いつもお聞きするんですが、確かに人口、行政規模違いますから、予算規模も違います。ただ、そうは言っても、それぞれの町の、自治体のまちづくりの形態がそれぞれあるわけでございますから、予算の規模感、予算の配分の方法も多分変わってくるとい

うことは御理解頂きたいと思ひますし、重々御承知のことだらうと思ひます。

とはいいながら、特に今回、昨年は災害がございましたから、それに係る経費は当然計上させていただきますし、繰越しでも今やっていますけど、公共事業というのは本当に大切な部分でございますから、そうしたことを念頭に置きながら、中期財政計画のお話もございましたけど、予算の執行に努めてまいりたいと思ひます。

それから、地域商社のお話がありましたけど、そうしたこともございました。同じ轍を踏まないというのは当然のことでございます。

それから、今回、4月1日から、新しい形で、新しいいわゆる公共の場ができようとしているわけでございますが、提案をされました法人様のほうからも、ぜひ、いわゆる細切れといひますか、一年一年折々の検証なり協議をさせていただきたいという申出もあつたやに聞いておりますので、吉賀町も望むところでございます。

それから、任せっぱなしということは当然ありません。元来、今回の仕掛けは新しい公共の場をつくるということで、官民連携のPPPとPFIで、そうした手法でやっていこうということですから、行政と町民の皆さん、住民の皆さんが一つになって、連携をして新しいまちづくりをしていきたいと思います、こういう基本ですし、その根幹にあるのはまちづくり基本条例でございますから、当然、皆さんと一緒に仕掛けを守っていく、やっていくと。この姿勢にあるわけでございますので、そのところは加えて申し上げておきたいと思ひます。

しっかり、今回の地域再生推進法人となられる方と行政とがしっかりタッグを組んで、行っていただきたいと思ひます。ぜひ、町民の皆さんにも足を運んでいただけるような、そうしたやり方にしていかなければならないというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 町長が答弁されたように、約束は遵守していただくことをお願いしておきます。

それでは、2点目に移りたいと思ひます。

人口増加に対して効果的な対策はということなんですが、吉賀町の医療構想と経過報告で、石州会を指定管理者に指定することに固執するべきではなく、実現可能な方向性も別途検討する必要と結論づけた報告がありましたけども、双方の信頼関係はもとより、多額な負債を抱える民間企業、それを町が抱えることは、そして、その改善を求めると、そのこと自体が私は誤算であつたのではないかなと思ひております。

いずれにしても、住民の生命を最優先して、切れ目のない医療の継続と今後の方向を明確に示していただく必要があると思ひます。

それと、世界中がここ3年間超えるコロナ禍の中で、他国では紛争、戦争等で、生活必需品と

か輸入品とか、全てのものの価格が高騰して、光熱費まで最近では上がって、相次ぎ、過疎の町も大変な影響を受けております。

当町も、少ない商店も閉店あるいは本当明るいニュースがない昨今でございまして、年明けから、自然減による、1月の月は、数言っていいのかわかりませんが、25名の方がお亡くなりになって、2月もそれに近いくらいの方がということで、本当、自然減が増加する今日でございしますが。

とはいいまして、世の中は、11の都市圏では流入人口がすごく際立って増えておると。当町も、子育て支援とか手厚くしていても、なかなか人口が増えない。原因はなぜだと、町長、お考えですか。

そして、空き店舗、空き家の増加とか、その対策に加えて、大胆な対策を講じるべきではないかと思っておりますが、得策案って言えば変なんですけど、町長、何かお持ちでしたら御答弁を。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、続きまして、人口増加の効果的対策はということで、まず、前段の部分は六日市病院のことだろうと思います。

社会医療法人石州会を町の医療構想実現のための指定管理者とすることに固執するべきではなかったのではないかという質問についてでございます。

やや遡りますが、昭和56年5月に石州会六日市病院が開設されたことで、入院機能を持つ病院が開設されたことは、入院加療を要する疾病に対しまして、住民の不安を軽減することとなりました。そして、幾多の変遷を経て現在に至っており、公設民営化の実現に当たって、第一義的に石州会六日市病院を指定管理者として交渉してきたことは、当然のことであると認識しております。

しかしながら、指定管理者として選定するには、的確な条件が伴うものでありますが、その条件が整わないと判断したところであります。

その理由について、3点について申し上げたいと思いますが、まず1点目といたしましては、これまでの直近4年間の病院事業報告書によれば、平成30年から令和3年度まで、4期連続して赤字経営が続いております。このままの状況で公設民営化を行ったとしても、経営改善が実現するとは思われません。まずは、石州会が自ら安定的な経営に向けて経営改善の努力をすることが必要でございしますが、石州会六日市病院の構造的な問題により、経営改善が非常に難しいと判断させていただきました。

2点目としまして、これは国の機関でございしますが、自治財政局準公営企業室、こちらが令和3年12月6日に発出をいたしました公立病院等に対する地方財政措置について、これを参考にさせていただきますと、公立病院の設置自治体には様々な財政措置がなされることとなっております。

ます。この点につきましては、指定管理者制度導入病院も同等の措置が講じられることとなっております。

具体的に、主な項目について、何点か抜粋をさせていただきたいと思います。

まず1つは、病院事業に係る普通交付税措置であります。そして、2点目は病院事業に係る特別交付税措置、そして3点目は、経営条件の厳しい地域に所在する公立病院への地方財政措置の拡充です。例えば、現下で申し上げますとコロナで大変な状況でございますが、コロナ禍における発熱外来の開設、PCR検査、それから行政部門と連携した健康相談やワクチン接種の促進と、こうしたものにも措置がされるということでもあります。それから、4点目として、医者派遣に係る地方財政措置、こうしたものがあるわけでございます。

町としましては、公設民営化の実現によって、これまで説明してきたような財政措置を有効に活用することが可能となります。このことは、一気に町の財政出動が拡大することを意味しております。要するに、行政から病院様のほうへ資金援助をする、その金額が非常に大きくなるということなんです。逆に、公金の被交付団体である、今度は石州会の透明性はさらに強化されなければならないということでもあります。

しかしながら、昨年、令和4年12月15日に、石州会におかれましては、事前の了解もなく、評議員を一方的に改選したところであります。解任された評議員の中には、石州会の要望により選出をさせていただいておりました町職員2名も含まれておりました。このことにより、町としましては、評議員会を通じて病院事業会計を適切に管理する方法がなくなったと。このことは、公設民営化に向けて交渉を継続してきた当町といたしましては大変遺憾に思うところであります。

それから、3点目としましては、石州会は多額の負債を抱えておりますが、このままの状況で公設民営化を実現した場合、町が負債返済財源の弁済原資を提供しなければならなくなる可能性が高いと言えます。このことは、法令遵守義務に違反するおそれが極めて高いと判断したところでございます。その根拠は、地方自治法であり、地方財政法であるわけであります。

以上、申し上げました理由によりまして、石州会を念頭に置いての公設民営化は断念をしたということでもあります。

今後は、地域医療の継続のために、一刻も早く新法人の設立に着手したいと思っております。つきましては、新法人の設立のための出資金や、それから設立に向けたコンサルティングの経費等を予算に組み込むことを準備しているところでございます。

それから、後段の部分についてお答えをしたいと思います。

長引くコロナ禍に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等を背景として、燃料、光熱費等の高騰や物価高騰が町内経済に大きく影響していると考えます。

施政方針でも述べさせていただきましたが、本町において、これまで4回の緊急中小企業者等

事業継続支援金や3回のおしき振興券、この発行等、経済対策支援策を講じてきました。しかし、まだまだ経済活動の回復には至っておらず、今後も町内の経済状況を注視していきたいと考えております。

令和4年度の出生数は、施政方針にも書かさせていただきました、34人。これは、昨年度と比較して、わずかではございますが、増加するという見込みであります。傾向といたしましては、第2子、第3子が多く、これまでの子育て支援の成果と考えております。

今後も安定的な出生数維持に向け、令和5年4月より発足する国のこども家庭庁の子育て支援策を注視しつつ、第2期吉賀町子ども子育て支援事業計画に掲げた必要な取り組みを継続いたしまして、子育て世代のニーズに迅速に対応してまいりたいと思います。

引き続き、子育てに適した空き家の情報収集、そして移住希望者と空き家所有者との間を取り持つなど移住者の受け入れに取り組みまして、きめ細やかな多種多様な支援策を実施していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 病院の件なんですけども、公設民営の方向が示されて、今後はこうするという方向も出たわけなんですけども、病院の職員さん、看護師さん、いろいろ雇用されている方、その方たちのためと、やはり町民の医療不安払拭のために、周知の徹底といいますか、できるだけ早く具体的な見解を町民に周知をするべきだというふうなことをお願いしときたいと思います。

それと、当町の現状は、先ほど町長が言われたように、去年の出生数が34名と。でも、自然減がその5倍に値するぐらい本当に自然減がひどいと言いますか、大きくなっているわけなんです。国全体も80万人を7年連続で割っているというような、そういう少子化な時代でございますから、吉賀町に限ったことはないというふうには思いますが。

そうした中で、結婚しないと子どもができないということもありますが、やはりその辺で、このたび令和5年度の当初予算でも、島根県でも、総合戦略の全部の予算ですけど、結婚支援とかばかりじゃありませんが、851億円の——全体数ですよ——その中で縁結びの「はびこ」とか「しまこ」という事業を島根県下でやって、町村にも連動していこうというような事業、前からあったんですけども、今後また力を入れていくということもありますので、やはり町のほうも、県の総合戦略のほうでそういうことを予算要求といいますか、事業の計画を立案していかれたほうがいいんじゃないかと思えます。

それでいて、それでもなおかつ結婚して子どもが増えるということではないかもしれませんが、そういうことをしていかななくてはいけない時代であろうというふうに思いますし、やはり結婚するということは今、都会でも何でも、若い人は結婚したい、子どもが欲しい、だけど将来的に大

学行くとか何とかの教育費がすごくかかるというんで二の足を踏むというような現状があるんです。それは、都会に限らず、ここでも一緒なんです。希望者はいても、なかなか巡り合わせも悪いということもありますが、その基本となるものはやはり自分の生活基盤、生業がきちっとできる経済状態がないとなかなかそういうことも——縁があつて、ということもあるかもしれませんが、基本的には経済力だと思うんです。

そういうことで、私は、国やら県とかにお願いしなくても、町の独自の、水力発電の「かきのきすいでんくん」ですが、ああいう事業でもやったらいいな、そして自主財源を高めてそういうことに使えばどうかと思うんですが、先ほどの6番議員の中でも、町長はそういうようなことはちょっと、大変な多額な予算かかって、投資額に対して50年先までこうかかるというような、私の言わせれば後ろ向きなだけで、そういうことを言うておられました。

やはり、ここに賦存するものを使っていったら山か木か水しかないんです。そういうものを使ってやはり事業を展開して異次元な経済対策を取るという観点でないと、なかなか経済の脱却もできませんし、そういうこともきちっとできないような気がするんです。今から先の時代は次世代半導体とか、九州も来ます、このたび北海道も5兆円のアメリカのラピダスという会社に来るんだそうですが、あれは5兆円投資をして200名から300名のあれをするって、北海道の千歳市というのが出ていましたけれども、そういった具合で今からは田舎にいてもここは割と交通の要衝がいいわけですから、DX——デジタル情報化とか農業のなり手の確保というところでも力を入れて、デジタル情報化というのは町長のトップセールスによっていろんな会社がここはいいなということに向いてくれるかもしれませんし、先ほどの北海道の千歳市なんかでも、それはなぜ来るかと言ったら、やはりそこには水と再生可能エネルギーが豊富にあるからその北海道へ今のラピダスという会社がアメリカの資本です、これが来ると。それから熊本にもTSMCとかいうのが半導体が台湾のが来ますけども、そういった具合にここなんかでもよもやそういうことでも夢ではないと、それも一つには人脈、町長のトップセールスということにも係るかもしれません。そういった具合にあまり大きなことを言ってもあれかもしれませんが、小手先の子育て支援ぐらいでは自然増にはなかなか人口増加にはつながりません。ということになると、やはり町長は私が何回も言うように、ちょっとうちが大振りし過ぎるかもしれんけど、異次元な経済対策を取ると、やはり町政の、町長は愚直度といいますか、その辺がちょっとあれじゃないかなというふうに私は思う、慎重過ぎるんです。それか、やる気がないのかどっちかだと思うんですが、いずれにしてもこの過疎の町が生きていくためにはそういう地の利の交通の要衝がいい山やら木やら谷、川があるというところを生かして何とかお金を生むという産業をしないと、ただこの予算が交付税が来るからと、交付税が来て地味な事業ばかりやっておったんでは発展性がないというふうに思うんですけども、町長どうのお考えでしょうか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 慎重過ぎるか、やる気がないか。慎重過ぎるということで御理解ください。

前段の病院のお話でございますが、方針を決めて議会のほうでお話しをさせていただいて、早速、ほかの議員さんところでも答弁を準備をしておりますが、3月10日のところで、まず職員の方の説明会第1回目をやりました。60名ぐらいいらっしゃったんでしょうか。全員ではございませんので、我々といましてはその第1回目も複数回やりたいと、そして、最新の情報が出次第、第2回目、第3回目とやっていきたい、その心づもりですということ为先般3月10日の説明会でお話しをさせていただいたところでございます。

同様に住民の皆さんへの周知につきましても今月末のところ、今、準備をさせていただいております。各公民館単位で開催をしたいというふうに今計画をしておるところでございます。

後段の部分についてでございます。本当、今、少子化は吉賀町に限らず大変に大きな問題でございますが、そうなんです、自然減が止まらないということです。30から40人、子どもが生まれても年間で100人を超える方が亡くなられるということですから、自然減は必然的に起こってくると、それをカバーしようと思えば社会増になるわけですが、なかなか厳しい、難しい問題です。

とはいう中なんです、実は2月のところは吉賀町の人口が微増いたしました。6人増えました。その心はということ言うと外国人の方なんですけど、でも、今本当、外国人、日本人という今垣根はないわけですから、今こうしてコロナがだんだんウィズコロナになって、そのうち今度はアフターコロナになると思いますけど、まさに共生社会ということで考えれば、外国人の方にもたくさん来ていただけるような施策を打っていかねばならないかと思えます。

今、税務住民課をはじめ全庁的に多文化共生ということで外国人の受け入れ、生活支援なんかもやっていますけど、それがやはり口コミで広がれば、当然働くところはないといけませんけど、住の問題とか、外国人の方はこちらの地へ足を運んでいただけるんだろうというふうに思っております。

それから、結婚ということでマッチングのお話もございましたが、今、先ほどから御紹介しております一般社団法人も昨年そうしたマッチングの婚活イベントもされたということで、女性は集まるけど男性がなかなかというお話でした。でも、9組ぐらい集まられたということですから、それが花咲けばいいかなというふうに思っています。こういったことをやっぱり地道にやっていくしか方法がないと思います、こうした町では。これを継続をさせていただくということだろうと思います。

それから、「かきのきすいでんくん」のお話もございましたが、今あそこは本当に年間

6,000万円の売電料があって、そのうち2,000万円を少子化対策に、今、基金、貯金をさせていただくということで一般会計の繰り出しをしておりますが、それが少しでもその2,000万円が増えるということが一番いいのかも分かりませんが、6番議員の一般質問でありましたが、ほかのところでもそうした発電所ができれば、まだまだいいんですが、非常にもう構造的に難しいという部分があるようでございますので、であれば、ほかの手法で発電をしていく。小さいものをたくさんつくっていくということがいいのかなというふうに思っております。

先ほど千歳の話もありましたが、私がいろいろ参考にさせていただいているのは同じ北海道ですが、東川町です。ほかの議員さんも紹介をよくされますけど、ここのまちづくりは非常に私は興味があります。これは施策の部分もそうなんですが、財源の使い方です。財源を取って来ようと思えば、それは通り一辺倒に一律のもので全国たくさんの自治体、1,800自治体があって、この1つの補助金をもらうためにはそれが全部行くわけですね。ところが、それをやはり特化をして吉賀町にその財源を持って来ようと思えば、少し職員が工夫をする、アイデアを出す、そうしたことをやっぱりやっていかないと同じような補助金というのは取れないわけですから、ここは本当に手腕の出どころだというふうに思っています。

そうした財源をたくさん取って来るとするのは、私は北海道の東川町は上手だなというふうに思っていて、年末のところでもその本も読ませていただきましたが、非常に興味のあるまちづくりをしておられる、こういうことでもあります。

いろいろお話がございましたが、いずれにしても人口増加を図っていかねばならない。増加というのは本当に難しいんですが、いかにして人口の減少率、これを抑えていくかということにかかってくると思いますので、いろいろなことをしながら頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 小手先の子育て支援で自然増につながるかと言ったらなかなか難しいところがあります。現状は厳しいものがありますので、社会増の方向を出すことが精力的にやるのがやはり自治体の長の仕事だというふうに思いますし、その辺を十分、町長も自覚しておられますが、先ほども職員のアイデア、工夫も必要だということを言われましたが、まさに私がなぜ津和野町の90億円とこっちが70億円という話をしたかということ、職員さんが今どうのというんじゃないですが、その辺の差があるんじゃないかなと私もその事業内容が向こうのの分かりませんが、職員も一生懸命自分のところの住民のサービスのためにはこういうアイデアを出してこういうことを起案して、いろんな制度を利用して事業をしようということの積み上げが20億円の差が出るんじゃないかというのを私は言いたいんです。ということは、町長も十分分かっておられますので、その辺をやはり今後も職員さんのスキルアップにつなげていただきます

ようにお願いと言えばおかしいんですが、また真似事を言いますが、周防大島というところがありますよね、瀬戸内のハワイという。テレビを観られたと思うんですが、あそこなんかはものすごく高額所得者が移住されて、普通の税金が4億円だったのが、今、6倍の24億円になっているんです。それは立地条件が違いますから、あそこは比較にはなりません、さりとて、ここはここがいいところがあるわけですから、そういう高額所得者であったりとか、いろんな企業さんに入って来てもらえるという条件は十分整っていると思うんです。あとは力量です。どこまでアイデアを出すか、どこまでやる気になるかということにかかっているのではないかということをお願い添えまして、私の一般質問を終わりたいんですが、町長、一言何か、これはしてみるんだ、ということがあれば言ってくださいませ。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今回、5年度の当初予算は本当に町民の皆さんに補助金の10%削減というような大変重たい決断をしていただく中での予算編成でございました。これをぜひ可決をしていただきたいという思いに変わりはございませんが、その中でも7億3,700万円の総合戦略の予算を確保させていただきました。とりわけ、今日、お話しのありました結婚とか出産とか子育て、そうした希望をかなえるものに対しては4,700万円ということでございます。総合戦略の7億3,700万円のシェアからいうとそれは低いのかも分かりませんが、しかし、この金額が大きければいいということではなくて、少ない財源で大きな果実を生み出せばいいわけですから、いろいろなことに取り組んでこれからもしっかりと頑張っていきたいと思っております。当然、私を含め職員全員で英知を結集して頑張っていきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 5番、河村由美子議員。

○議員（5番 河村由美子君） 以上をもって私の質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、4番目の通告者、5番、河村由美子議員の質問は終わりました。ここで10分間休憩します。

午後1時58分休憩

午後2時08分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

5番目の通告者、10番、中田議員の発言を許します。10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） それでは1問通告しておりますので、ただいまより質問させていただきます。森林資源と協力隊員（森師）の活用についてという質問でございます。当町は、清流高津川の水と豊富な山林資源に恵まれています。御存じのように、吉賀町の総面積3万3,629ヘクタールのうち山林が3万909ヘクタール、92%を占めております。この豊富

な森林資源を、先人たちは戦後に炭焼きや薪として利用し、伐採後は植林をしながら守っていましたが、経済成長が進む中で、林業は外国産木材の輸入等に押され、衰退の一途をたどってきました。

しかし2016年、我が国においても「持続可能な開発目標（SDGs）の実施指針」が策定され、国として民間企業も含めたあらゆる人々の取り組みを後押しすることが示されました。林野庁は、森林を国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産等の多面的機能を有する大切な資源であり、SDGsの達成に向けて林業、木材産業関係者に加えて、様々な企業や個人が森林に加わり、また行政の立場からも各種取り組みが活性化するよう、後押しすることが重要だとされております。

そういった情勢の中、当町でも吉賀町の森を守り、活用する協力隊員（森師）を発足され、そしてポロ・ビーシーエス株式会社との林業振興等に関する包括的連携協定の締結を、昨年11月29日にされております。私は、これら一連の町の取り組みは、非常に有意義なものと思っています。最初に述べましたように、町の森林は先人たちが大切に守り育ててきたものです。今回、私は町が取り組みを始めたこの機会に、吉賀町の森林資源を守り、活用することについて、幾つかの提案をしながら質問をしたいと思います。

まず1点目でございますが、この協力隊（森師）の任期と活用方法についてです。先日、私は町有林の協力隊員（森師）の仕事の現場に行き、休憩時間に隊員の方々と意見交換をしました。当日は4名のうち3名の方がおられて、全員が吉賀町に来てよかった、住民が優しくて面倒見が本当によい、できれば住みたいというように答えてくれました。他の人も、高津川と共生できるような仕事がしたい、広葉樹の自然林がたくさんあるので、これを生かして製材、加工、木工品などを作りたい。地籍調査も済んでいないので関わってみたい。また1人の方は大工仕事等も大変好きだし、得意であるので、ここで生かしていきたい。民有地の借上げなど協力をいただいて、自分は自伐型林業をやってみたいと目を輝かせて話をされました。

ここで自伐型林業とはどういうものかということ、説明させていただきます。自伐型林業とは、採算性と環境保全を高い次元で両立する持続的森林経営です。参入障壁が非常に低く、幅広い就労を実施します。このことをちょっと細かく言いますと、小型の林業機械を使い、2.5メートルぐらいの作業道をつくり、数回の間伐を行い、収入を得ながら、最後に高品質のA級の木材生産にて高収入を得る林業であります。

現在の林業は50年から60年ぐらいで皆伐し、再造林することで木材がB級、C級で安い価格となります。また皆伐型林業においては、兼業型が基本スタイルであるというようなことがございます。それぞれ希望や夢を語ってくれて、大変心強く思いました。やはり当町に来る前に、林業に関する研修をされているだけあって、今、我々みんなが考え、取り組まなくてはならない

林業に関するSDGsの考え方も実行してくれそうな方々だと、感銘を受けました。

しかし、彼らには心配事もありました。当町での3年の研修期間も残り2年となり、現在、国から支給を受けている生活の糧もなくなるため、今後の活動先を決めなくてはならないということです。これを聞いて、私は町の研修をしながら将来の就職先を考えるのは非常に困難と思われますし、これだけ町の将来を考え、熱意と希望を持った人に移住してもらい、森林事業の発展のために活動していただくことはできないものではないでしょうか。この若い人たちの夢をかなえ、仕事ができる環境をつくること如果可以すれば、町民はこの上ない喜びを感じ、人口流出が多い町の若者たちにも希望が生まれてくるのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞かせください。

2点目ですが、林業振興等に関する包括的連携協定についてです。ポロ・ビーシーエス株式会社との締結の内容を挙げてみますと、ちょっと長くなりますが、読み上げます。1、連携協定内容は、①として森林づくりに関すること、②として林業振興、森林保全、木材生産、林産物生産に関すること、③として森林資源活用、担い手育成事業（森師研修員育成事業に関すること）、④としてその他目的を達成するために必要な事項とあります。

そして、2、主な取り組み内容があります。①として吉賀町が行う森林づくりに対する総合的な指導助言を実施、②森師研修員育成事業における総合的指導（森林資源を有効に活用し、持続的な森林経営を行っていくための環境性と経済性を兼ね添えた森林づくりの指導、「壊れない道づくり」を基本とした、路網を生かした自伐型林業スタイルの長伐期施業を進めるための理論指導及び技術的指導の実施）とあります。

昨年11月17日に議員研修で町有林を視察し、大変きれいな作業道ができているのを確認しました。これは取り組み内容にある「壊れない道づくり」の成果だと思いますが、私が協定書内にある目に見える成果を確認できたのは、この道づくりだけです。壊れないというのも、何年か先を見ないと判断できないことでもあります。ただ、ほかの取り組みが見えません。この契約の期間はいつまででしょうか。期間内に目的が達成できるのか。林産物生産など、どのように進めようと思われているのか。内容の確認は誰が、いつ、どのように行うのか、お聞きいたします。

3、森林づくりを積極的に進める中で、出てくる間伐材や成長した木材資源の活用について、前の質問で挙げたポロ・ビーシーエス株式会社との締結の内容に含まれるかどうかはつきりしませんが、木材の搬出をした後の製材、木製品の作成など町としてはどのように考えておられるのでしょうか。

様々な木製品の製材等、例えばプレカット加工をしようと思えば製材工場が必要になりますが、現在、吉賀町にはありません。工場は以前、旧六日市町に2か所ありましたが、その後、廃業（解体撤去）となり、町内の建築会社、大工さん方からも益田まで買いに出かけないといけなから、大変不便だと聞いております。現在、柿木地区に稼働していない製材工場がありますが、

これを活用することはできないものかと考えます。製材工場が近くにないことは、せっかく町が締結している契約内容の実現にも結びつきにくいと思います。木材の搬出をした後の製材工場が吉賀町にないのは、木材の活用を考えていないことになるのではありませんか。

建築会社の方の利便性の向上もさることながら、個人の住宅を建てる際の木材利用の機会が増えることも期待できるかもしれません。もちろん他町村で実施されているバイオマス素材の開発工場など、様々なことが考えられますが、健全な森林づくりだけでなく、できた木材をどうするかという木材の活用について、町長はどのようにお考えか、お聞きいたします。

4つ目として、持ち主不明の山林の対応についてです。森林の面積約6割は私有林であり、人工林の約3分の2は経営管理が不十分となっております。国は、所有者不明の森林は経営管理が不十分になることから、令和2年8月森林整備の方向性を示し、市町村にも林業経営者に管理委託をするなど、管理の努力義務を課しています。さらに、相続した土地を国が引き取る制度「相続土地帰属制度」を設けて、今年4月27日からスタートされることとしております。

このような中、昨年12月、議会は森林経営に関する件で、鳥取県日南町に視察研修に行きました。日南町では令和4年度から大学教授の指導の下で、課題が多いものの、「不在村地主等山村集約化事業」ということをお聞きしました。不在村地主が所有する山林について、町への寄附を希望がある場合の相談、受付を行うというものでした。幸い、今回の協力隊員の声にも地籍調査をしたい、民有地の借り上げなど協力をいただいて、自分は自伐型林業をやってみたいなどの声が聞かれました。

初めに質問した協力隊員の活用の件も併せて考えると、検討してみる必要があるのではないかと考えます。この所有者不明の森林への対応と、町への寄附事業等に関して、町長のお考えをお伺いしたいと思います。以上、私も農林業に携わって50年以上になり、この町の行く末を気にしている者の1人として質問をさせていただきました。回答をお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 最初に言わないといけなかったのですが、失礼しました。榎木税務住民課長については、午後、業務の関係で、職員が休まれたりなんかして、ちょっと下が大変だそうでした、欠席ということで、最初にお伝えしなければなかったのでお伝えしておきます。すみません。

引き続き、岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは中田議員の森林資源と協力隊（森師）の活用について、答弁をさせていただきます。

まず1つ目の協力隊の任期と活用方法について、お答えします。

現在実施しております「森師研修員育成事業」でございますが、総務省の「地域おこし協力隊

制度」を活用して実施しておりまして、任期は3年となっております。ただしコロナ禍で採用された方は、十分な活動ができなかったという理由によりまして、本人の希望により2年間延長できる制度となっております。

この任期中で森林資源を有効に活用する技術と知識の習得を行いまして、研修終了後は吉賀町での林業活動を独立、または林業事業体等で活躍していただきまして、吉賀町の森林整備の一翼を担っていただくことを目指しているわけでありまして、町としましても、研修後は吉賀町に永住していただき、林業に従事してもらうためにも、研修後の伴走支援をしっかりと行っていく必要があると考えております。

しかし研修後に独立して、林業の仕事をしていくことは大変厳しいものであることは承知しております。中でも、木材生産を実施する事業地の確保が一番の問題であると考えております。そのためにも、町民の皆様に広く本事業の啓発を行い、森林管理の委託を森師研修員に行っていただけよう、広報等も行っていきたくと考えております。

また、事業地確保の観点から、町有林での作業委託を行うことも考えております。その他作業道の開設補助金や機械リース補助等、いろいろな助成も考えられます。これら様々な支援を、森林環境譲与税を活用していく考えではありますが、森林環境譲与税も限りある財源でありますので、よりよい形での支援が行えるよう精査を行い、制度設計していきたくと考えております。

2つ目の包括連携協定の内容についてお答えをします。

昨年11月29日にポロ・ビーシーエス株式会社と包括連携協定を締結しましたが、協定書の第6条に有効期間を明記しておりまして、基本的には締結を1年間としていますが、互いに特段の申出がない限りにおいては、継続して更新を行っていく予定としております。今後も継続的に町の森づくり全般の指導を行っていただく予定でございまして、長期的な視点での指導となることから、特に期限等を設けてはおりません。ただ具体的などころでは林産物生産などは「森師研修員育成事業」において、育成した人材により進めていきたくと考えております。

3つ目の木材の活用についてお答えします。

木材加工について、現在の研修は木材を搬出するための「壊れない道づくり」を中心とした、利用間伐をメインに実施しておりますが、「森師研修員育成事業」の目的といたしまして「森林・林業、木材生産業、鳥獣、特用林産物など森林に関するあらゆる知識と技術を持ち合わせた人材を育成する」こととしておりまして、原木生産だけではなく、その原木を加工して利用する技術の習得も必要であると考えています。

伐採した木材を、単に原木として市場に出荷するだけでなく、収益性を高めるための木材加工は大変重要であると考えています。昨年、包括連携協定を締結いたしましたポロ・ビーシーエス社も木材加工施設を持たれておりまして、木材生産から加工までを実践されております。森師研

修員は、このポロ・ビーシーエス社のような木材生産から加工まで一貫した活動を実践できるようになることを目指しており、加工の研修も実施する計画であります。

ただ加工施設につきましては、製材機等の設備を準備する必要があり、設置費用も多額のものとなることから、どのように進めていくべきか検討しているところであります。議員御指摘のとおり、町内の休止中の民間既存施設を活用する案も検討しておりまして、施設の有効活用と隊員の研修の早期実施が可能となることから、大変有効な方法であると考えております。このことにつきましては、先方の所有者との了承が大前提となりますが、早期に協議を行い、木材加工の研修、実践が可能となるよう早急に進めていきたいと思っております。

併せて、本町では森林の樹種割合として広葉樹が7割を占めることから、この広葉樹をどのように活用していくのかを検討しておりまして、様々なものに加工することでその価値が高まることから、これらの有効な活用方法も早期に検討してまいりたいと思っております。その他木材の加工方法として、建築用製材品や家具・建具、木質バイオマス燃料用としてのチップや薪の生産、木質チップからアロマ精製など、様々な加工方法があります。最初から大規模な動きはできませんが、小さなところから一つ一つの活動を確実に事業化し、裾野を広げていくことで、多様な形態での林業の6次産業化を目指していきたいと考えております。

4つ目の、所有者不明の森林への対応と、町への寄附事業についてお答えいたします。

不在地主や山林境界の不明問題等は、林業を進めていく上で大変重要な問題となっております。境界が明確にならなければ、山林を集約化し、事業を実施することができず、木材生産が進まないということがあります。それらは航空レーザー測量地図を活用すれば、机上で境界確認を行うことができ、事業の進捗が大幅に短縮できるため、事業地確保のためには有効な手法の一つと考えています。

この山林境界の明確化を進めるために、この航空レーザー測量地図は必要不可欠となるため、まずはこの航空レーザー測量地図の事業について、国の補助事業と最適な財源確保が図られる見込みであれば、積極的に導入を検討していきたいと考えています。所有者不明の森林対策といたしまして、国も相続の義務化や相続土地帰属制度など、様々な対応策の法整備をして実施することとしています。このような制度を有効に活用し、境界調査を実施して、境界の明確化と合わせて対策を行っていききたいと考えます。

なお、山林の町への寄附事業につきましては、全ての事案について町が寄附を受けて管理を行っていることは、現在のところ考えておりませんが、環境的な問題があるところや山林の集約化に影響を及ぼすような森林につきましては、随時取得についての検討を行っていききたいと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 今の不在地主の件ですが、特に現在、協力隊員が来られておられて、先ほど1人の方が自伐型林業をやりたいというようなことも言われておりますし、それから女性の方も協力隊員におられますが、この方もぜひ町内に残って加工とか地籍調査等にも関わってみたいというようなことを言っておられましたが、今の町長の答弁から言うと、この契約期間あと2年残って、コロナの関係でもう2年ということになりまして4年ぐらいの短期間になります。その間に、何とかこの持ち主不明の山林というのをすぐやっつてということにはならないかと思いますが、町としてこの方々をどのようにして町内にとどめるか。

本人方は大変こちらに残っておりたいというようなことを言われておりますし、私が思うのは、この協力隊員が例えば農業とか、ほかの仕事のこと、私もはっきり分かりませんが、特にこの山林の協力隊員ということは、我々が見てもどこの土地がどこかというのが全く分からない状況なので、その辺のところをしっかりと町のほうの後押しをしてもらえないと、彼らが言うようなことにならないのではないかと思います、町の後押しというところから見ると、町長、どうふうに思われておられますか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町の後押しということで申します。先ほどの答弁をさせていただきましたが、まずは今彼らがこうしたことをやっておるということを、町民の皆さんに広く知っていただくということが一番だと思います。今、議員のお近くの町有林のほうで現地の研修もしたりしていますけど、それから担当します産業課のほうでは広報等で、折を見て周知もさせていただいておりますけど、まだまだ町民の皆さんが情報として知っておるかという、なかなかそこには至ってないと思いますので、周知をしていくということがまず大事だと思います。

その上でございますが、森林管理の委託を、こうした森師研修員に行っていただけるようなこともやっぱり考えていく必要があるだろうと。それから事業地確保が非常に肝になりますので、そうすると町有地の作業委託を行ったり、それから作業道の開設の補助金であったり、機械リース補助金等いろいろな助成もあるわけでございますが、彼らが働く場所をまず見つけてあげることが必要だろうと思います。いろいろなところでやっぱり関わっていただかないと、無理なところがあります。

それで最後のところで、ちょっと御質疑もあって答弁させていただきましたが、なかなか山ということになりますと、所有者が分からないところがあったり、境界が確定できなかったりということはあるわけございまして、そうしたことをするためにも、いろいろな手法、手段をやっつていかないといけない。

少し古い情報ですけど、今、日本全国で都市とか山林で所有者が不明なところが全体の総面積の2割ぐらいあると言われております。その2割がどのぐらいの面積かという、約410万ヘク

タールですから、九州の面積よりまだ広いということですから、とんでもない面積が所有者不明だということです。

吉賀町がどのぐらいあるか、ちょっと私も承知はしておりませんが、やはり山に入っていこうと思うと、そうした問題もあるわけでございます。これは長い日が必要なのかと思いますが、まずは彼らがこの研修期間を終わって、やはりこの地で研修していただいた人ですから、この地でありわいとして定住していただくということが一番でございますので、産業課のほうでも今いろいろ策を考えていくとは思いますが、先ほど言いましたようなことを念頭に考えていきたいなと思っております。

産業課長、何かあれば、いいですか。私が言ったのが全てのようにございますけど、そういうことはないと思います。いろいろやはり研修期間が残されて、期間がだんだん少なくなっていきますから、当然そうしたつなぎの部分も原課のほうでは考えていると思います。むしろそれをしないと、森林環境譲与税を使ってこの3年間、延長があっても5年間ですけど、本当にこの人とのつなぎもできておるわけでございます。本当に貴重な人材でございますので、この吉賀町に定住していただけるようなことを考えていきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） それで、今町長言われましたように、様々な支援をしたいということでございますけれども、このポロ・ビーシーエスとの締結内容に林産物の生産ということが中に入っておりますが、この林産物というところも限られております。

私が思うのにワサビとか、以前、蔵木の方が協力隊を入れられて、ワサビの生産もやっておられましたけど、今確かおられないんじゃないかなと思いますが。独立されたかも分かりませんが。そういう林産物とか、そういうふうなところを、何かワサビ畑も以前はやっていたけど、今は荒地になっているというような、現金収入の入ることをもう今年は今からぬくなるわけですが、冬場になるとどうしても何にもできない。この林産物をワサビとか、寒いときがやはり値段もいいわけでありますので、そういうふうなところも、ぜひとも産業課を含めて探してあげるとか、副業を兼ねるようなことをやっていただけたらと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

それと製材所のことですが、少しはお話になっておられるか分かりませんが、ぜひとも町内の、今の協力隊の方も、毎日毎日道路づくりをやるということにはならないかと思いますが、やはり製材というのかなり大きなウェイトを占めてくるのではなからうかと思いますが、ぜひとも、使えるような形にしていいただければいいんじゃないかと思いますが、その辺もう一度、製材のことについてお願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 特産林産物のワサビの話も、これもそうだと思います。それから私もポ

ロ・ビーシーエスの社有林、それから委託林、社有林が150ヘクタールで、委託林が50ヘクタールだったと思います。ですから、全体200ヘクタールぐらいをポロ・ビーシーエスさんのほうは管理しておられて、これは奈良県の東吉野村のほうなんですけど、本当に樹齢25年から110年の木なんですけど、本当に立派でございます。

やはり季節によっては山に行かれない。天候によっては山に入れない日があるということで、私がお邪魔したときも、最初に案内をしていただいたのは、これは先般、包括連携協定のときにポロ・ビーシーエス様のほうから事業紹介ということで、パンフレットを議員の皆さんにも配布させていただいたので御案内かと思いますが、ポロ・ビーシーエスさんのほうは「ポロの森おおかみ舎」という、そうした加工する館も造っておられます。

ここ私が行ったときにはすごい立派なところだったんですけど、木工品、それからアロマスプレー、エッセンシャルオイル、それからルームフレグランス、こうしたものを作っておられて、雨の降った日で現場に入れないときはそうしたものをやったり、薪をやったり、加工品をたくさんやっておられます。これがまた収入の一部になったり。

それからもう一つ、森師の方でいうと、やはり研修の期間を終えられて、今度独立したときにはまさにそうしたこともできると、こういうことになるわけですので、あらゆる可能性を、ただ単に道をつくって、木を出して、それを売るというだけでなく、そこにもう一つ付加価値をつけるという、やはり切り口が必要だろうというふうに思っています。

それから製材所のお話があります。先ほど答弁もさせていただきましたが、今、現課のほうでもいろいろなことを検討しているようでございますので、これはせつかく町内にもあるそうした施設設備でございますので、これがどうにか有効に活用できるようにこれからも検討してまいりたいと思います。

○議長（安永 友行君） 10番、中田議員。

○議員（10番 中田 元君） 町長いろいろ言われましたが、ぜひ、この最初に言いましたように、協力隊員も大変町内のことを喜んでおられますし、移住に向けて、私も協力をしていきたいと思っておりますけれども、とにかく町民の方々がしっかり山の管理を任せるといような方が多数出てくることを願っております。そしてまた、町のほうもぜひともいろいろなことを後押ししながら、住みよいところと感心されておりますので、移住に向けての協力を、支援をぜひ行っていただくように、お願いしたらいいんのかなと思いますが、お願いをして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安永 友行君） 以上で、5番目の通告者、10番、中田議員の質問が終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後2時53分休憩

午後 3 時 03 分再開

○議長（安永 友行君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

6 番目の通告者、1 番、桜下議員の発言を許します。1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 桜下でございます。本日最後の質問であります。よろしく御答弁をお願いいたします。

私は大きい見出しで1つではありますが、六日市病院の現状と今後、特に職員の方につきましてということで質問させていただきますが、1 2 点質問をいたします。通告をいたしておりますので、私も短く質問しますが、町長も簡潔に、できるだけ時間内に質問が終わりますように、よろしくお願ひします。

まず、2 月 2 4 日の全員協議会で、石州会を公設民営化後の運営を担う指定管理者にしない方針を示されました。それに先立ちまして、2 月 1 3 日の全員協議会では、2 月 1 0 日に、石州会より提出をされていた 2 0 2 3 年度収支シミュレーションを分析をしているが、石州会の経営改善の取り組みが不十分で、指定管理者には石州会以外も検討すると、2 月 1 3 日の全協では示されましたが、僅か 2 週間も満たないのに結論を出されました。

経緯や今後についてお聞きしますが、先日も、私は、これは決定かどうかという質問をしましたら、町長は決定であると、町の決定については、県も町の考え方を支援するという事で言われましたので、これにつきましては質問をいたしません。主に、今後につきまして質問をいたします。

いわゆる石州会は負債を約 7 億円抱えております。次期の指定管理者になれないということは、つまり一般論でいえば、破産であり、清算をするということでもあります。

これは町長に質問しましたところ、これは民間のことなので、私は特に述べないというふうに答えられましたが、先日、石州会の関係者にお聞きしますと、そういう方向に進むということを言明されておりました。

そこで、私は 3 月 1 日現在の社会医療法人石州会の職種別の構成表というのを頂いておりますが、職員数は常勤が 1 8 8 名、非常勤が 4 9 名、合わせて現在 2 3 7 名の方が勤務をされております。それ以外も給食調理関係で、外部団体ですが 1 4 人、そして維持管理に 1 0 人、そのほか小さいのがありますが、ほぼ 3 月 1 日現在石州会関係で、実に 2 6 1 人の方が働いておられます。

これは次期指定管理者にならないということで、この大半の方は職を失います。幸いにも、次期新法人に雇用される方もおられますが、ほぼ 1 0 0 人以上、1 5 0 人近い方は来年の 3 月の今頃には職を失います。

このことは人ごとではありません。町における経済的にも影響があるし、また収入がゼロです

から、町民税の減収にもつながります。したがって、吉賀町発足以来最大の、私は危機が来るのではないかと予想しております。これは私の考えであります。

以上、現在の状況であります。恐らくこの私の質問を、病院の職員さんは本当に町長の答弁を、固唾をのんで聞いていると思っております。そういうふうに病院からも聞いております。

そこで今から12点において質問をいたしますが、よろしく申し上げます。

まず1点目ですが、石州会を断念した一番の原因について、町長にお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは、桜下議員の六日市病院の現状と今後（職員等）についてということで、お答えをさせていただきます。

まず1点目、石州会を断念した一番の原因。12項目あるので時間の限りで端的ということでございます。なかなか端的にはできませんが、そこは御了承を。しっかりお伝えをしないと、断片的なところだけお話したのでは、お伝えすることができないと思いますので、やや早口になるところはお許してください。

大きく3つの問題があります。まず1点目としまして、平成30年度から令和3年度までの急激な経営悪化であります。この4年間の石州会の経常損益は次のとおりであります。

平成30年度マイナス2,552万5,000円、令和元年度がマイナス5,234万8,000円、令和2年度がマイナス4,320万9,000円、令和3年度が5,117万円でございます。単年度平均で申し上げますと、マイナス4,306万3,000円の赤字経営となっております。

一方、町からの補助金の支出でございます。平成30年度は1億9,400万円、令和元年度は2億6,000万円、令和2年度は2億1,000万円、令和3年度が1億9,700万円でございます。この4年間の補助金総額で申し上げますと、8億6,100万円であります。単年度平均では約2億1,500万円でございます。

そして、累積債務の推移は次のとおりでございます。平成30年度6億7,920万4,000円、令和元年度は6億7,918万4,000円、令和2年度は8億5,816万4,000円、令和3年度が7億8,214万4,000円でございます。

町の財政出動が拡大する中で、経常損益は赤字経営が続き、累積債務は膨らむという、言わば破産寸前の経営状態となっております。

このままの状況で公設民営化を行ったとしても、経営内容が好転するとは思われません。石州会六日市病院の構造的な問題により、経営改善が非常に難しいと判断させていただきました。

2点目といたしましては、令和4年12月15日に石州会においては、事前の了解もなく、評議員を一方的に改選したところです。この解任された評議員の中には、石州会の要望により、選

出しておりました町職員2名も含まれております。

このことにより、町としましては、評議員会を通じて病院事業会計を適切に管理する方法がなくなつたと判断しております。双方の信頼関係にくさびを打つような企業行動であつたと認識しております。このことは、公設民営化に向けて交渉を継続してきた町といたしましては、遺憾に思うところであります。

そして3点目としましては、石州会が多額の負債を抱えておりますが、このままの状況で公設民営化を実現した場合、町が負債返済財源の弁済原資を提供しなければならない可能性が高いといえます。このことは法令遵守義務に違反するおそれが極めて強いと判断したところであります。

以上申し上げました理由によりまして、石州会を念頭に置いた公設民営化は、断念をしたということでございます。

以上です。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 私が予想していたとおりの答弁でありましたが、こういうふうな大変厳しい状況になった原因は、石州会にももちろんありますが、私は町長にも責任があると断言します。それはなぜかといいますと、町長と石州会とのトップが1年以上も面談がなかった。そのことには、公設民営化という大変重要な課題についての意思疎通、あるいはコミュニケーションが図られていなかった。町長は町長で、石州会を会いに行っても会ってくれない。石州会は石州会で、町長が面談に来ないという、それぞれそういうことを随分聞きましたが、やはり石州会にも原因がありますが、町長にもこういうふうな厳しい状態になった責任があるということ、私は断言したいと思えます。これは私の個人の考えであります。

2番目に人件費率の悪化が、受診者の減少が原因ではないかという質問をいたしますが、人件費率が76.5%から88.17%と悪化をしております。これも原因の一つだと思えますが、これは石州会も努力をしておりますが、コロナ禍による、また吉賀町の人口減少による受診者が減ったということも原因として考えられます。石州会の努力不足ばかりではないと思えますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それでは2つ目でございます。人件費率の悪化は受診者の減少が原因ではないかということについてでございます。

受診者数につきまして、同じく直近の4年間の推移、減少傾向にあります。申し上げますと、平成30年度、外来患者数は3万3,270人、入院者数は869人でありました。令和元年度は3万784人で807人の入院者数、令和2年度は2万9,109人で入院者数は739人、令和3年度は2万7,015人で入院者数は672人であります。

ということでありまして、外来、入院ともに大きく減少しております。令和3年度の対30年度比で申し上げますと、外来患者数はマイナスの18.8%の減少、入院患者数はマイナス22.7%の減少であります。

このことによりまして事業収入も当然減少しておりまして、その推移は次の間いでございます。金額だけを申し上げます。平成30年度は20億4,073万円、令和元年度は20億1,359万3,000円、令和2年度が18億5,400万6,000円、令和3年度は16億6,706万2,000円ということございまして、令和3年度の対平成30年度比はマイナス18.3%となりまして、この比率は、先ほど申し上げました受診者数の減少比率とほぼ近似値ということでございます。

一方で、直近4年間の人件費率の推移の上昇傾向にあるということでございます。平成30年度は、人件費が総額で13億7,800万円、人件費率で申し上げますと67.5%、令和元年度は14億1,300万円で70.2%、令和2年度は13億9,500万円で75.2%、令和3年度は12億5,700万円で75.4%であります。

いずれの年度も、一般的に人件費率が高いと言われます65%を超えております。参考までに申し上げます、独立行政法人であります、福祉医療機構、俗にWAMと言っていますけれども、こちらが公開しております、「平成28年度病院の経営分析参考指標」、これによりまして、全国平均は53.3%であります。令和元年度からは70%を超えておりまして、切迫した経営状況を表していると言えます。

そのうち医師、ドクターに支払われている人件費でございます。平成30年度は2億5,538万1,000円、これは人件費総額に占める比率で申し上げますと18.5%であります。令和元年度は2億4,274万5,000円、17.2%、令和2年度は2億8,342万6,000円で20.3%、令和3年度は2億7,059万9,000円で21.5%でございます。この点についても、総人件費に占める比率が上昇傾向にあるということが見てとれます。

このように受診者数は社会動態の減少、人口動態の減少により減少しております。一方、人件費は上昇しているという、逆の減少が経営悪化の原因だと言えます。また人件費について言えば、医師不足による人件費の高騰を招いているという構造的な問題を抱えておりまして、このことが経営を圧迫している要因というふうに分析をしております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 今数字を述べられましたが、メモする時間ありませんので、帰ってまたよく調べてみますが、一般的には受診者が減るということは、それだけ医療収入が減るということで、人件費率が高くなるのではないかという一般的にそういう疑問を持っておりましたので、質問させていただきました。

3番目に、先日の全員協議会で副町長にお伺いしましたが、評議員2名を相談もなしに解任をしたという報告がありましたが、私が病院の関係者からお聞きしましたら、この評議員の2名を解任するに当たり、松浦事務局長は知っていたというふうに病院のほうからお聞きしました。

先日、副町長は全く知らなかったという答弁をされましたが、真実はいかがでしょうか、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 評議員の解任は事務局長は知っていたのかと、こういうことでございます。事務局長に聞き取りをした結果を報告いたします。

石州会の事務手続きにおける決裁過程で、評議員の改選が行われたということは、承知をしていたということであります。しかし、事務局長はこの過程で、石州会側から解任された評議員への解任意図は説明されたものであると、認識していたようであります。したがって、前評議員への説明や了解がなかったということについては、後日のいきさつの中で、知ることとなったという報告を受けております。

要するに、どういうことかといいますと、当然、弁護士もお答えいただいておりますけど、その中では解任をするに当たっての説明であったり、後刻のところの説明も当然あるんだろう、こういう認識であったということです。この企業行動は不適切かつ透明性を欠くものでございまして、石州会のトップマネジメントの中で行われたものであると、認識をしております。

医療法の第43条の2におきましては、医療法人は、自主的にその運営基盤の強化を図るとともに、その提供する医療の質の向上及びその運営の透明性の確保を図り、その地域における医療の重要な担い手としての役割を積極的に果たすよう努めなければならない、というふうな明記がございします。

その趣旨から、今回の評議員会議の経緯については、医療法の趣旨に適応したものとは言い難いという町委託の弁護士事務所の見解といたしましては、尊重したいところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 再質問したいところでありますが、次に移ります。

4番目に、地域医療の空白は絶対許されませんが、今後設立が予想される新法人、あるいは町長が言われる既存の法人に、事業の継続のめどは立っているのかということでお伺いします。

なぜかといいますと、2月27日付で石州会のほうへ、町のほうから地域医療再建に向けての取り組みについてお願いということで、依頼がされておりますが、その中で新しい公営、公設民営化を既存の法人もしくは新法人によって行うまでの間において、貴会、つまり石州会の責任において、医療を継続することというふうなことを、大変高圧的な上から目線で、事業を継続することと、一方的に通告といいたいまいしょうか、申し入れがありますが、このことについては質問しま

せんが、事業の継続について、新法人あるいは既存の法人を立ち上げるめどは立っているのか、ということについてお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町は令和5年3月3日付で、益田赤十字病院及び医療法人橋井堂との間におきまして、地域医療包括連携協定を締結したところでございます。

その目的は、町及び益田赤十字病院並びに医療法人橋井堂が「包括的な連携の下、相互に協力し、専門的かつ実践的な立場から吉賀町の医療・介護体制の再構築を実現すること」としております。この包括連携協定につきましては、県医療政策課にも助言を求め締結したものでございまして、公設民営化の実現のための足がかりとなるものであります。

現在、当町が考えております地域医療継続のあり方は、早期に新法人設立を行いまして、石州会の事業を引継いでいただくというものであります。この新法人設立の作業過程において、大局的な見知からは県及び益田赤十字病院の指導助言を頂き、現場レベルでの実践的な指導助言は医療法人橋井堂に、その役割を担っていただこうと考えております。

地域医療への空白が許されないのは、論を待たないところであります。今後は地域医療の継続のために、一刻も早く新法人の設立に着手したいと思っております。

については今後、新法人の設立のための出資金や設立に向けたコンサルティングの経費等の予算について、議会提案の準備をしているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） すみません、再度これだけお聞きしますが、新法人については、橋井堂にすると決めたわけではないということですか。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 町が新法人を立ち上げると。先ほど言いました、益田日赤と橋井堂、吉賀町、この3者で包括連携協定を結んでそれに基づいて、先ほど言いましたような大局的な指導と現場レベルの指導を役割分担していこうということでございます。あくまで新法人を立ち上げる。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 失礼しました。5番目の質問ですが、町長、公約をされておりますが、新法人に事業を継続するまでは、町からの財政支援を続けるのかということで質問をしますが、実は令和5年度に、一般会計の中で病院に財政支援をするということで約2億円の計上がされておりますので、この質問につきましては取り下げますが、仮に令和6年に公設民営化に移行できなかった場合、そこにつきましても移行するまでは、町から財政支援を続けるのかということにつきまして、お伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず通告のありました内容でいいますと、令和3年度から令和5年度、来年度まででございますが、この3年間、3、4、5、この3年間を計画といたします第5次の社会医療法人石州会六日市病院支援計画が今進行中、その中でございますが、先ほど議員が言われました当初予算計上しておりますものは、それに基づくものでありますので、令和5年度につきましては、財政支援は当然継続すると、令和6年4月以降に公設民営化がずれ込んだ場合と、こういう想定ですかね、今そこはちょっと想定しておりませんので、仮にそういった事態ということになれば、石州会様のほうは、先ほど議員のお話では、令和6年の3月までということになると、まさにそこで空白ができるということになりますから、そのときどうするかという話なんでしょうけど、今は、ちょっとそこは想定せずに、我々は事務を進めております。

ですから、石州会様のほうは、令和6年3月までは事業を継続していただく、令和6年4月からは、町が新法人を設立しますので、そこでいわゆるバトンタッチをするということでございます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 町長は想定をしていないということでありますので、令和6年度の4月1日から公設民営化に必ず移行するんだという、今、町長の答弁とお聞きしました。

6番目に、これも大きいことではありますが、石州会には負債が約7億円あります。金融機関が抵当権を設定しているということでありますが、先日の同僚議員も質問をしましたが、この負債については、町は一切関与しないということ、町長は述べられました。

それで不動産鑑定士に依頼をするということでありますが、いろいろ私が聞いておりますのに、相当低い鑑定が予想されております建物、土地であります、それを石州会は負債に充てるということでありますが、とてもこの建物、土地だけの鑑定額では到底返済はできません。

そういう相当厳しい鑑定が予想されるのが分かっておりますが、それでも、この負債について、町は全く関与しないのかどうかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 今お話がありましたように、石州会には負債が7億円あると、金融機関が抵当権を設定している。全協で負債については関与しないと表明しているが、不動産鑑定士の相当厳しい鑑定が予想される。それでも町は関与しないのか、こういったことでございます。御承知のとおり、令和3年度末で石州会は多額の負債を抱えておりますが、このままの状況で公設民営化を実現した場合、町が負債返済財源の弁済原資を提供しなければならなくなる可能性が高いといえます。

あくまで、債権、債務の関係は当事者間において解決されるべきものであります。町としては

関与することはありません、できないと思います。

また、不動産鑑定士による鑑定価格につきましても、提示された価格について恣意的な操作をすることは、これは法的妥当性を欠くものでございます。このことは法令遵守義務に違反するおそれが極めて強いと言えますので、いずれにしましても、この過程において、町が関与することができないというのが、これが大原則だろうと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 想定をされた答弁でありました。そのことについては質問はしません。

それでは早口で申し訳ありませんが、7番の質問に移ります。

4月1日付で病院の掲示板に、脳外科を含む4診療科が廃止ということで、1か月くらい前から掲示をしてあります。町民の皆さんはそれを見まして、私にも質問がありました。今後について何が残るのか、どの診療科が残るのかという質問があります。それはまさしくそうと思います。

同僚議員が脳神経外科の廃止について、厳しく質問をしたのを覚えておりますが、現在かかっている診療科がなくなるということは、例えば脳神経であれば、島大から来ていただきましたので、六日市病院がなくなれば、出雲に行かなければなりません。そういうふうな不安を抱えている方がたくさんおられます。

診療科について、今後の推移を早く町民に知らせるべきであります。そこについてお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 4月1日付で脳外科を含む4診療科が廃止されると、その他の診療科についての今後の推移を早く町民に知らせるべきであると、こういうことでございます。

本年4月で六日市病院の診療科は、御紹介もございましたが、脳神経外科、循環器内科、漢方内科、腎臓内科が廃止される予定でございます。しかしながら、これらの科でこれまで診察を受けていた方につきましては、益田日赤、今、町の統括管理者もしていただいております、木谷医師を中心に対応されると伺っております。

それから、町といたしましては、現在の構想で新法人移行後は総合診療科、これは全協で報告いたしました総合診療科、それから整形外科、眼科、そして、後刻の協議で決定したところでございますが、歯科口腔外科を加えた診療科で運営していく考えでございます。総合診療科、整形外科、眼科、歯科口腔外科というふうになるかと思っております。このことは住民説明会においても、説明していく予定であります。

新法人移行までは、石州会により今回廃止される4科を除いた、現存の診療科で運営されていくと思っておりますが、石州会の運営状況等によっては、変更を生じることがあるかもしれませ

んが、その際は当然石州会のほうから、お知らせがあるものと認識しております。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1 番 桜下 善博君） 診療科の減少といいたいまいしょうか、今後の推移ですが、六日市病院を利用される方は、本当に不安に思っておられます。まずどの診療科目が残るのかということ、町長、これからということではありますが、早く町民の皆さんにお知らせをするべきであります。本当に不安な気持ちで毎日受診をされております。

それと、お隣の町の話で申し訳ありませんが、お隣の町の病院では最初発足時は本当に受診科が少なかったのですが、今の月別のチラシを見ますと、いろんな受診科が増えております。ちょっと詳しくは覚えていませんが、週に1回とか週に2回とか、相当な受診科が増えております。

六日市病院も落ち着いた暁には、やはり脳神経外科の復活とか、大事な受診科については、また復活の検討をするべきだと思います。そのことも町民の皆さん本当に願っております。

それでは、8番目の質問に移ります。現在入院あるいは老健に入所されている方には、公設民営化後について、どうなるのかという説明をいつするのか、お聞きします。

といいますのは、今入所されている方は、ここの病院から出されるのではないかという不安なお気持ちで今迎えております。特に町外、県外から入院、入所されている方は、まず自分たちが最初に六日市病院からよその病院に転送されるのではないかという不安を、本当に数多く持っておられます。

知った看護師さんにお聞きしましたが、現在入院、入所されている方から、その質問が毎日ぐらい出るそうではありますが、実は当事者の看護師の皆さんにも全く分かりませんので、分かりません、分かりませんということでもあります。

本当に、町長、考えてください。いつ来週出てくれと言われるかも分からないというような不安な気持ちでおられる方に早く、今後どうなるのかということの説明するべきだと思いますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） まず将来的な病院像の話からしなければならぬと思っております。3月10日に職員の皆さんに説明したような方法で、まずやっていかなければならぬと思っております。この病院が全体がどうなるかというイメージのところも含めて、そういうことも含めて、先ほども申し上げましたが、住民説明会を3月の下旬、具体的には恐らく24日から29日の間になるかと思っておりますが、今、開催する予定で準備をしておりますので、こういった説明会の内容についても、何らかの方法で周知をした上で、入院・入所者の方にもお伝えをしていかなければならぬと考えているところでございます。

○議長（安永 友行君） 1 番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） ピーク時には549床ありましたが、現在は99床になっております。これは全協でいただきました資料にもありますが、将来的には50床まで減らす方針ということが述べられましたし、またこの資料にもありますが、相当な方が病院から、病院あるいは老健施設に移動させられるという、させられるということは大変失礼ですが、そういう事態を迎えておりますので、できるだけ一日も早く、入所されている方、入院されている方が安心するような説明会を開いていただきたいと思います。これは切にお願いいたします。

それでは、9番目、先ほどの同僚議員の質問にも答弁されておりますが、改めて町長、すみませんが、もう一回お聞きしますが、新法人への職員の雇用に向けての説明会はいつするのか、実はこのことを職員さんは一番待っているんです。町長から将来的には、今、看護師さんこれだけおられるが、どのぐらいにしたいとか、方針はこのぐらいであるとかいうのを、職員の皆さんは毎日、明日は我が身か、我が身かということで、本当に思っているんです。職を失うのが、いつになるかということをお思っているんです。本当に町長、考えてください。

今までいろいろなことを言いましたが、職員の皆さんが一番聞きたかったのは、今後の職員の配置や数であります。先ほど言いましたが、二百六十何人の方が今働いておりますが、恐らく100人以上の方が職を失うことになるわけです。これはもう避けて通れんわけです。そのことについては申しませんが、職員の皆さんは、毎日毎日誰が事務所に呼ばれた、もう何年やっている、私はパートだから私が対象だろうとか、そういうことを毎日思われているんです。

そういう思いで、町民の命を守る、地域を守る仕事を、切々とやられております。早く、なかなか難しいかも分かりませんが、職員の皆さんにそういう今後の雇用に向けての説明会をしていただきたいのですが、先ほど答弁をいただきましたが、改めて町長、よろしく申し上げます。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員説明会、我々もそのようにしたいということで、石州会様のほうへ申出をしております、どうにか日程調整ができて、先般3月の10日に4時からだったでしょうか、夕刻の、開催をさせていただきました。

そこでは申し上げましたように、まず病院の将来像お話をさせていただきました。以前、木谷統括官が、谷浦理事長の要請で、木谷先生の私案ということで、お話をされたようでございます。今度はあくまで町の将来像ということでお話をさせていただきました。議会の全員協議会で御説明した資料とおおむね同じでございます。

ただ違うのは、先ほど言いましたように、全協の後に協議の中で歯科口腔外科が加わったということで、そこが違うわけでございます。今日改めてそのことを議会のほうで初めてアナウンスをさせていただきました。

この1回目の3月10日のときも、全職員でございませぬので、同じような形で全職員に対面

で説明会をさせていただきたいということで、お願いをしております。

それから、これも1回で終わることにはなりませんので、2回、3回と続けていく、その中でより具体的なものを提示をさせていただいて、説明をしていきたいと考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 町長が先日病院のほうに行かれたということで、職員の皆さんに、町長から具体的に話があったのかということをお聞きしましたが、方針であり具体的なことはなかったということで、職員の皆さんも大変期待と不安を持って、町長をお迎えしたというふうに聞いておりましたが、実際的には具体的な話は出なかったということでありました。

できるだけ早く、この職員の皆さんの不安を払拭するためにも、例えば早くそういうようなことを言われますと、次の職を探すことも猶予があるわけですから、できるだけ早く、大変非情かも分かりませんが、具体的なことについて職員の皆さんに説明をお願いいたします。

それでは10番目になりますが、新法人での雇用について、雇用が見込まれる職員の職種別人数を、3月25日までに報告するようというのを、2月27日付で石州会のほうに通告をしてあります。

この中に、新法人で雇用が見込まれる職員の職種別人数を、令和5年3月25日までに報告することと、これも言い切っております。大変高飛車な本当に私は、傲慢な通達だと思います。これを受けるほう、石州会は事業主で、もう次の事業はあなたはありませんよと通告されているんです。3月31日で石州会は破産清算をする団体です。そこに向けて、新法人で雇用が見込まれる職員の職種別人数を3月25日までに報告しろと、つまり雇用する人選を出せということであります。

これを裏返せば、石州会が出した名簿については、名簿か人数か分かりませんが、それについては全員雇用になるんですか。そうじゃないでしょう。全員雇用になれば、それは石州会は喜んで出します。石州会は3月31日で破産清算されるんです。その事業所に向かって、次期採用される職種別人数を出せと、こういうことは本当にできるんでしょうか。

まず町のほうが具体的な規模を出して、これに応じて新規模はこういうことですから、雇用についてこうです、よろしく願いしますというのであれば分かります。規模も何もないのに、次の雇用される職種別人数を石州会に出せと、私はこの文書を見て、どういう考えだろうと、つまりこれは裏を返せば、2月の13日に全協で顧問弁護士の話として、訴訟リスクということが出ておりました。

つまり、人選を石州会に任せておいて、例えば訴訟になった場合、これは石州会が人選しましたよ、石州会が決めました。町は一切関与していません。つまりそういうことじゃないでしょうか、どう考えてもそうであります。

まず規模を出して、大方の人数を出して、それに基づいて石州会に次期雇用される人数、あるいは人選をしてほしいと、それが筋です。

全く逆です。人選の責任を石州会に押しつけるのではないかという質問をしますが、このことについて町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 新法人での雇用について、雇用が見込まれる職員の職種別人数を3月末頃までに報告するようにしているが、報告の全員が雇用されるのか、事業を辞める法人に人選をさせるのは非常識ではないか、人選の責任を石州会に押しつけるのかということでございます。

質問の内容は令和5年2月27日付、町のほうの文書番号でいうと、吉医第33号であります。石州会へ「地域医療再建に向けての取り組みについて」というお願いをした際の1項目でございますけれども、新法人で雇用が見込まれる職員の職種別人数を令和5年3月25日までに報告をすること、こういうことについての内容だと思います。

町といたしましては、新しい経営体で雇用可能な職員の人数を把握をするだけで、人選までをお願いしておりません。また報告いただいた全員が雇用されるかについては、現状を見て検討ということになるかと思えます。

あくまで、今職場を離れる方もあるやにいろいろ聞いておりますけど、現状において3月25日直前のところだと思いますが、その段階において雇用する、新法人として雇用する可能性のある職員、こうした意味でお願いをしているわけでございますから、通告では、人選の責任は人選をさせて出すのかとか、人選の責任を石州会に押しつけるのかという、こういった通告でございますが、そうした趣旨では全くありませんので、そこは御理解ください。

文書の中にも、人選をしてくださいとかということは一切書いてないと思えます。現状において、本当、我々も聞いています。どんどん職場を離れる方がおられる。そうすると、幾ら新法人で立ち上げて病院機能を残そうと思っても、まずマンパワーがないとできないわけでございますから、まず近況の、直近の状況を知りたいという意味で、新法人で雇用される可能性のある職員という、そういうふうな書き方をすればよかったのか分かりませんが、そういう趣旨でございますので、決して我々が新法人の中で必要とする人員、例えば50人であれば50人、それを人選をしてください、そうした趣旨のものではございませんので、直近のところ3月25日までに、雇用可能な人数をお知らせをしていただきたいという趣旨でございますので、そこは御理解いただきたいと思えます。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 町長、なぜこのことを質問するかと言いますと、今、町長は細かく説明されました。可能な限り雇用が見込まれるという説明を聞きまして、今、町長の答弁に

きまして、なるほどなと納得を私はしましたが、この書き方を見て、新法人で雇用が見込まれる職員の職種別人数を出せということにつきまして、実は評議員会の方からお話を聞いたんですが、大変失礼だと、今、町長が言われましたが、もっと詳しく説明をすればよかったですと思いますが、評議員会ではこの文書を額面どおりに受け取って、大変非常識だということで紛糾したそうです。

改めてどういうことかということ、評議員会より町のほうに説明を求めるということを聞いておりますが、町長、すごくメンタルで大事なところですから、こういうのは文書1枚よりも、町長あるいは医療対策課が出向いて説明すると。この経営改善が見込まれないなどの理由により、指定管理者として選定することを断念いたしました。これも文書ですよ。紙切れですよ。やはり、こっだけ指定管理者を断念するということは、やはり、町長もしくは医療対策課が行って説明をすべきだと思いますよ。評議員会は、何も聞いていないということをおられました。そのことを申し上げます。

本当に、今、町長の説明をお聞きしましたが、大変錯覚をするような文書だと思っております。大変、評議員会では紛糾したということをお聞しております。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 表現と言いますか、言葉足らずであったということは、これは反省をしたいと思います。

それから、2月24日の2回目の全協のときに、町の方針をここで発表させていただきましたが、その前段、ちょっと日付、私覚えてないんですけど、理事長のほうへお会いをさせていただいて、この次の全員協議会ではこうした内容でアナウンスをさせていただきますというような、直接お会いをして説明をしたということはお伝えしておきたいと思います。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 時間的にもちょうどいい時間になりましたので、最後の質問をします。

11番目の質問は、今、るるお聞きしましたので、ベッド数とか、診療科目とか、そういうことでありますので、これは今までお聞きしましたので、これは割愛させていただきます。

それでは最後に、これも本当に非常に大事なことでありますが、町長から言われますと、これはうちは関係ないよと、多分言われると思うんですが、町長は職を失う職員に対して益田圏域内の医療機関と連携して、全力で支援をするということを述べられております。口では支援をすると言うのは簡単なことですが、つまり職員の皆さんが一番知りたかったのは、六日市病院を辞めたときに、次はどこで働けるのかというところが、実はそれが支援であります。そのことを一番期待しておりますが、実際のところ、六日市から、あるいは日赤で雇用になったと、家庭の主婦が毎日、日赤まで通う、大変無理であります。そういうのが現実であります。

町長が、幾ら益田圏域の医療機関と連携して、退職される職員に対しては全面的に支援するという事を述べられておりますが、実質には無理であります。そのことは職員の皆さんも言っておられました。

ここにつきましては分けて聞きますが、改めて町が職員の皆さんに支援をするということにつきまして、どういうふうな具体的な支援があるのかお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） それは、雇用についてということによろしいんですか。

職員の雇用につきましては、大原則のところは全員協議会に申し上げましたし、それから3月10日の職員の説明会のときにも、職員の皆さんには町としての気構えと言いますか、それはお話をさせていただきました。

このことにつきましては、当然新法人での雇用も含めてでございますけど、外部委託しております業務の直営化などによる雇用確保の検討であったり、それから希望勤務地のハローワークの求人情報の把握やあっせんであったり、場合によってはハローワークに協力をお願いするなどの対応を考えております。

それから、議員のほうからもございましたが、益田圏域の医療、介護事業所に出かけまして事情を説明し、就職をお願いする等の最大限の努力をしてまいりたいと思います。当然、この町内での事業所も含めてでございます。

それから、先般3月の10日に職員の皆さんに向けての説明会の中では、まず、本当に不安な部分があるかと思っておりますので、石州会のほうとこれから協議を進めますが、場所とか頻度もありますけど、相談窓口を町のほうで設置をしたいというふうに思っています。それぞれ職員の皆さんが思っておられることをまず聞く、傾聴するということから、やっぱり始めていかなければならないかと思っております。

そうしたことをするためにも、まず相談窓口を設置したいという思いでございます。これも町のほうへ設置すれば我々の判断でできるのですが、仮に石州会の病院の中でということになりますと、これも石州会との協議が必要になりますので、少し時間がかかるかもわかりません。

いずれにしても、そうした窓口は設置していきたいというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 相談窓口を設けるということではありますが、実はこれから言うことが職員の皆さんの支援、一番の期待しているところであります。

それは、通常退職金が払われますが、今回は事業主の都合で職を失う方が多くおられます。つまり民間で言えば、事業主の都合で解任されるということは退職金の割増が付くわけです。実は職員の皆さんは、今、言いましたように六日市から益田に仕事に行くということは考えておられ

ません。無理だということだと思います。一番期待しているのが、やはり退職金の割増であります。しかも、自分の都合でなくて、石州会の都合で辞めざるを得ない。

いろいろ聞いておりますが、パートの方も、先ほど言いましたが、大変多くの方がおられます。その方は女性であり、高齢者の方が多いように聞いております。この方は、この機会に仕事を辞めるといふ表明をされる方もおられるそうです。つまり、働いて一生懸命頑張っていこうという生き甲斐を失う。特に、家庭を支えている女性が多いので、本当に家庭における影響も大きいと思いますし、何よりも仕事がなくなるということで、生き甲斐を失うということを述べられている方も多いわけです。

ここで引き合いに出して大変申し訳ありませんが、国の制度で、改正で地方公務員の給与は引き上げられました。そして、定年の延長も決まりました。ここで引き合いに出しては大変申し訳ありませんが、そういう現状の中で、病院で働いている人も、来月から収入がゼロになるというふうな方もおられると聞いております。

民間のことでもありますので、町が退職金の割増ということを考えることは大変不適切とは思いますが、退職金などを含めた割増などを含めた、町として辞められる方に対しての財政支援を私は考えるべきと思いますが、大体答弁は予想はしておりますが、町長のお考えをお聞きします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） 職員の退職金についてでございますが、これは先ほど申し上げました負債と同様の考え方にならざるを得ません。負債同様に、雇用者責任であるというふうに認識しております。一法人の責務を町が補うということは、現状においては考えられないと思います。これは、今回こうした地域医療を本当に守っていただいております、介護も含めて、石州会六日市病院のことでございますが、仮に他の町内の企業とか法人様でこうしたことが起こった場合というようなこと、そうしたことを考えますと、やはり、公平性、中立性、公正性ということから考えますと、これはやはり難しい問題かなというふうに考えております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） もう最後になりますが、最後に私の思いを述べて質問を終わりますが、中国道を開通して以来、約40年以上になりますが、本当に、元は重富医療グループ、今は石州会ですが、六日市病院には本当に感謝しきれない言葉があります。地域医療を守っていただき、そして町民の命を守っていただき、そして終末を六日市病院で終えられた方もおられますし、また肉親を六日市病院で看取っていただいた方も数多くおります。そういう六日市病院に対して、今、最悪の結果が迎えようとしておりますが、ちょうど来年の今頃には、職を失う人が100人以上発生します。

私は先ほど言いましたように、六日市病院、石州会に対しては、本当に感謝しても感謝しきれ

ない思いがあります。いろいろと今日述べましたが、今の対応を本当に石州会の職員の皆さんが期待しておりますが、この対応を一つ間違うと、町長も我々も議員でもではありますが、あと2年任期を残しておりますが、町長、この対応を間違うと、あとの2年間、大変厳しい局面が待っております。厳しい町財政に関しても待っております。ぜひ、石州会の職員の皆さんの思いを、町長、受けて、しっかりとした対応をよろしく願いいたします。

○議長（安永 友行君） 岩本町長。

○町長（岩本 一巳君） もう少し時間がありますので、本当に2月24日の全員協議会、この場で町の方針を発表させていただきました。まさに断腸の思いでございました。本当にこの何年間、悩みに悩み続けてまいりました。しかし、いつかはこのことを、いずれの方法にしても決断をしなければなりません。

今、議員が言われました職員のこと、それから今入院しておられる方、入所しておられる方、それからその六日市病院の経営にいろいろな形で携わっておられる方、町内の企業とか商店もそうでございますが、どれだけの方がこの病院に関わってきたということを考えると、本当につらい思いがありました。

でも、これは決断をしなければならないということで、本当に発表する、ここでお話をさせていただくのも、本当に足が震えるような思いでございました。でも、決断したからには、これをしっかり成就していかなければならない。何を成就するか。吉賀町から病院機能、医療機能、地域医療の灯を消さないということでもあります。

一方では、職員を守る、雇用を守ると言いながらも、つらい決断をしていただく方もあるというのも重々承知しております。

我々ができることは、まず医療の灯を消さないということ、そして職員の皆さん、そして入所しておられる方、入院しておられる方、これをしっかりつないでいく、職員の方についても最大限の雇用に向けて努力をしていくということが、我々に課せられた使命だと思っておりますので、1番議員と気持ちは一緒でございます。しっかり頑張っていきたいと思っております。

○議長（安永 友行君） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博君） 多項目にわたり質問しましたが、的確に答弁していただきました。時間どおり終了しました。ありがとうございました。

以上で、質問を終わります。

○議長（安永 友行君） 以上で、6番目の通告者、1番、桜下議員の質問は終わりました。

○議長（安永 友行君） 本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれで散会とします。御苦勞でございました。

午後 4 時05分散会
